

令和6年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

令和6年3月5日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

1番 酒井圭治君

2番 長岡千恵子君

3番 川崎直文君

5番 清水紀人君

6番 金元直栄君

7番 森山充君

8番 清水憲一君

9番 滝波登喜男君

10番 齋藤則男君

11番 上田誠君

12番 松川正樹君

13番 楠圭介君

14番 中村勘太郎君

4 欠席議員(1名)

4番 朝井征一郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君

副 町 長 北川善一君

教 育 長	室 秀 典 君
消 防 長	宮 川 昌 士 君
総 務 課 長	吉 川 貞 夫 君
契 約 管 財 課 長	竹 澤 隆 一 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
財 政 課 長	多 田 和 憲 君
総 合 政 策 課 長	清 水 智 昭 君
住 民 税 務 課 長	原 武 史 君
会 計 課 参 事	池 端 時 枝 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
え い 住 支 援 課 長	深 水 正 康 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	朝 日 清 智 君

#### 6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに9日目の議事開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

最初に、上水道課長から発言を求められておりますので、これを許します。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 昨日の清水紀人議員の一般質問における水道料金と国の耐震化事業交付金対象の関係におきまして、永平寺町の水道料金単価は全国平均よりも高いため交付金の対象となるとお答えをさせていただきましたが、永平寺町の水道料金は議員より説明いただきました日本水道協会資料を基に公表されているものにつきましては、口径13ミリで、月20立方メートル使用した場合の月額料金は2,216円で、上水道事業体、全国平均3,241円、福井県平均2,548円よりも低い料金となっております。

また、水道料金が全国平均より低い場合、交付金の対象外になると申しますのは、給水人口が5万人以上の水道事業体の場合であり、本町においては資本単価など別の要件により交付金対象となってきますとの誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

それでは、本日の議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、8番、清水憲一君の質問を許します。

8番、清水君。

○8番（清水憲一君） おはようございます。

質問に入ります前に、先週土曜日に松岡小学校の創立150周年記念式典に参加させていただきました。町長をはじめ、議長、教育長さんもはじめ、議員の皆様もご参加いただきましてありがとうございます。私も実行委員の一人として立派にできたなと思ってありがたく思っております。

実際、あの場に参加してみて、ちょうど50年前に私は小学校3年であの列に並んでたいたわけですがけれども、小学生の姿を見てピカピカ光っているなど。彼らが50年後、創立200年に向けてタイムカプセルを開けていただきたいと。それに向けて、私らもまた汗かいて、まちづくり頑張っていかなければと決意を新たにしたところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1問目であります。

運転マナーの向上を目指して、歩行者に対して優しいまちづくりを目指してはどうでしょうかという提案でございます。

ここにおられる皆さん、大体の方は自動車を運転されておられるのではないかと思います。そして、大体の方はもう自分は普通、並み、それ以上、自分のマナーはいいよという具合に、思っておられる方が大半ではないかなと私は考えています。私も自分の運転技術、マナーはソコソコなのかなと思っていた一人であります。

私ごとでありますけれども、しばらく都会のほうに行っていて、そちらのほうで自動車を運転しておりました。Uターンで帰ってきて真っ先に思ったのが、福井のドライバーは運転が荒いな、ということに率直にすぐ感じました。都会ですからそんなに荒っぽい運転をしていると、そこら中で事故が起きてしまいますので、必然的に安全運転とならざるを得ないというところはありますけれども、そう思っただけなんですけれども、やはりその中で生活していってしまうと、その気持ちというのはやっぱりどこかへ行ってしまっていて、マナーが悪い、何とかしないといけないな、という気持ちはいつぞや消えていて、一福井県民ドライバーということになって今に至っているところであります。

ちょっとでいいですけども、町長のほう、それに対して福井県のドライバーというか、町長も含めてどのように思っておられるか、もしよろしければ。よろしいですか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は私もいろいろ……福井、みんなやっぱり車社会の中で実

は歩くことって少ない。私も横断歩道の前立っているときに止まってくれると、ああ、止まってくれた。実は止まるのが当たり前ですけど、そこで偉く感動してしまって。

それともう一つ、僕、毎朝今交通指導してまして、子どもたちの横断歩道渡るところを、ずっと見させていただいております。そういった中で、自分が運転していて、あ、ひょっとしたら今の人、横断歩道渡ろうと思って立ってたんかなって、物すごくやっぱり後悔することとか反省することがあって。

それから、今回県が横断歩道止まる人が少ないという発表も出た中で、改めて横断歩道の周りのところではちょっと気を張って、人がいないかどうか、歩く、渡る人がいないかどうかというのを心がけてやっているのが現状です。

やはりこれ見ると意識と、自分が歩いてみて自分がその当事者になったり、子どもの立場の車の影響がなかったりもしますので、そういった点でやっぱり啓発とかそういうのが必要かなというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） 非常にありがたいお言葉いただきました。

昨年でありますけれども、総務産業建設常任委員会において、観光地の視察で高山市のほうに行きました。そこでの一コマですけれども、私は割とその旅行先、旅先行くと一人で広範囲に歩きたいという人間でありまして、議員の中から少し外れて一人でうろろろしていたのですけれども。

そのときに自分のその先ほど言いましたマナーの悪さというのが、一瞬でよみがえるような事件といいますか、状況に遭遇したわけです。それっていうのは、町なかに大きめの道路がありまして、片側一車線の道路ですけれども、信号機のない歩道でした。割と見通しの利くところで、町長と私ぐらい距離ですかね。私が歩道に、道路に向かう五、六メートルぐらい手前のところで、車がずっと止まりました。どうぞという感じで目配せいただきまして、まだこれだけありますから割と小走りにそこを到達して、軽く会釈して渡ったということで、いや、何てすごいのだろうと思いました。多分、福井であればまずそこで行って、それできょろきょろしながら、手を挙げれば止まっていたけるのだろうと思いますけれども、そうでなければ止まったのを確認した上で、安全を確認して渡るというのが福井なのかなという具合に思っ。そうではなくて、もう事前に渡りそうな人を察知して止まってしまうという、この状況を目の当たりにして、非常に昔の自己嫌悪というかが、よみがえってきたという経験をさせていただきました。

急いで渡ったというか、小走りで渡ったのですけれども、でも何かおもてなしを受けているかなというか、非常にすがすがしい思いで渡った感じでありました。これはたまたまあの方が止まっていたのだと。いい人に巡り合ったのかなということも考えよぎったので、そこから少し離れたところで遠くからその様子をしばらく見ていました。そしたら、結構な確率でやっぱり次の観光客のときに止まっています。ああ、これはもうこの地域性だなと。観光客をおもてなしするという地域性がもう既に根づいていると、何十年も前からということを理解しました。

そういう意味で、ああ、やっぱり高山はもう観光地として成熟して、トップを走っているエリアだなんていうことを、まざまざと見せられた経験をしました。いや、本当にどうってことないーこまなのかもしれないですけど、ただただすごいという一言でした。

ということは、逆にこちら、永平寺町の側からすると、例えば高山の方が観光で来られたときに、福井の永平寺町界隈を歩かれて、そのときに高山の乗りでと言うと失礼ですけど、そういう感覚で渡っていると、いや、なかなか止まってくれないねっていうことになるのではないかな、ということに危惧するということでもあります。

それはちょっと私の主観も一部入っているので、何かこれを客観的に評価できるものがないかなということ、ネットでいろいろ調べたときに、そういうものがある、客観的に数字で分かるものがあれば、行政の方にもいろいろ間違いなく、こういうことだということ、説得できるものとして、ご提示できるのかなと思ひまして調べました。そしたら、非常に都合のいいものがありまして。

昨年、J A F（日本自動車連盟）さんが全国47都道府県の信号のない交差点を渡るときに、車が止まるか止まらないかというのを調査した、結構細かく条件を均一化するために、それはネットで書かれていますけれども、調査した23年8月9日から9月20日まで、平日の10時から16時において調査した結果というのが出ておりました。

その中で、福井県はワースト3位という不名誉な結果が出ておりました。残念ではあるのですけれども、ああ、やっぱりという妙な納得感がある数字でありました。

ちなみに、その3位、これは大阪と同率で、数字で言うと26.7%です。ワースト2位が佐賀県26.2%。ワースト1位は新潟県23.2%です。

だから、数字だけ見てしまうと、まあまあ同率ワースト1位に限りなく近いかなという感じはこの数字で受けました。一番全国で運転マナーが悪いという具合に自覚しても、差し障りないのかなという具合に思っております。

では、反対にベストの1位はどこか。私の大好きな志賀高原、松本城、善光寺なんかを抱えている長野県、何と84.4%。2位は、東京の女性が観光に憧れる土地やね。金沢市を抱えている石川県、これが76.4%。3位は、私が高校の修学旅行で行きました日光東照宮、那須高原のある栃木県、74.8%。4位、熊本県、66.1。そして、第5位に高山市のある岐阜県、これが65.4%となっており、いずれも観光立県という共通項があるように思いました。

ということは、福井県はまだまだ観光立県としては未熟であるということであり、もちろんハードのホテルの建設とかいろんなホールの建設だの、そのハードの建設というのも大事かもしれませんが、それ以前にやはりソフト面、ここの充実を図っていく。両輪ですからハードとソフトと、両方ないと回っていかないということでもあります。そのソフト面の充実が肝腎ではないかなということ、その一つとして今回の運転マナーの向上を目指したらどうですかということでもあります。

最近になると、福井県警のほうでもその汚名返上のためにテレビCMにこの啓発活動のCMを流しておりますけれども、本町におきましては大本山永平寺という、県下有数の観光地を抱えているわけでありまして、まずは運転マナー、県下一を目指して、その県の先頭になって走っていただければいいかなということでもあります。

この優しい運転マナーというのはこれから少子・高齢化社会においてもその歩行者に対して、お年寄り、子どもたちに対しても大きなメリットになるはず。新幹線が来るからとか、中部縦貫道が開通するとかではなくて、今の日本、ものづくりだけではなかなか立ち行かなくなっているというのは現状であります。そういう意味で、観光業というのに白羽の矢が立っているというのは、もう皆さんそう思っていると思います。そういう意味で、観光立県を目指すためにまずはこの交通マナーから、小さな一歩かもしれませんが、やってみてはどうでしょうかという提案でございます。どうぞ、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） まず、この件に関しましては、私たち職員自らが模範となり、交通ルールを遵守してまいりたいと思っております。私たちが横断歩道

の前で停車することを続けることで、ほかのドライバーの皆さんにも広がっていくことと考えております。

そのほかに町では昨年11月より、ホームページにケーブルテレビにて県が作成しました歩行者交通安全啓発動画を配信しており、そこで「STOP横断歩道」を広めております。

また、本年1月より月に一度実施されております「横断歩道で歩行者を守る日」において、横断歩行者妨害等の取締りや通学時間帯、薄暮時間帯における街頭の監視なども行っております。

今後も広報紙等を通じまして、町民への周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱりこの止まらなかったら恥ずかしいという、そういった空気をやっぱりつくっていくのが、僕は大事だと思っております、今、まずは職員から、そしてまた議員の皆さん、またいろいろな会議のある中で全て、昨日もありました諮問委員会とか、それぞれの団体等の協議とかそういった中でも、やっぱりこの交通安全、皆さん一回「横断歩道を確認して止まりましょう、運動」といいますか、こういったことをやっぱりやっていたらいいなと思います。

実は物すごくお恥ずかしい話ですが、先日、私のほうに、町民の方が横断歩道で立っているのに、職員が止まらずに行ってしまうとか、そういった苦情を実はいただいております、何とかまずここからしっかりはやっていく。実はこれによって連鎖で、片方が止まっていて片方が通過するとやっぱり物すごく恥ずかしい。あ、横断歩道で止まっていた、次から止まろうというその意識を上げていくことがやっぱり大事ななと思います。

今、防災安全課長言いましたいろんな啓発もあるのですが、やっぱり役場の職員であったり、議員の皆さんであったり、私たちが先にその姿を皆さんに見せていくと言ったらちょっとおこがましいですが、そういうふうに進めていくことが伝わるかなというふうに思います。

今回この質問、物すごく本当にいい質問だなと思いますのが、これがまたおもてなしの心であったり、次の親切運動であったり、止まること、次の段階、じゃ何ができるかという、そういった何か温かい町の一つの大きなきっかけになるというふうに思っていますので、まずはこの横断歩道の止まることも何か私たちが

まず模範を示すような、そういったものでやっていきたいなと思いますので、い  
いご提案ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） 非常に前向きでありがとうございます。

私もちょうど福井銀行の松岡支店、あそこも横断歩道ありますけれども、あそ  
こで止まりました。だが、おばあさんが行け行けと言われてしまって、いや、弱  
ったなと思って、もう止まった以上行ってほしいと思っていたのですけれども、  
そこで押し問答でないけれど、そんなことしてもらちが明かないので、何か恥ず  
かしい思いをして過ぎていったという思いもありますし、そうさせているドライ  
バーが悪いだろうと僕は思っております。何とか町民というか、県民の意識も変  
えるということの先駆けで、ぜひともこれを実施していただいたらなと思います。  
ありがとうございました。

1問目、これで終わります。

続きまして、2問目。

今度4月からスタートだと思うのですけれども、永平寺町のデジタルポイント  
発行事業、これにつきましてちょっと質問させていただきます。

大野市と若狭町ですかね、2か所で今それやっているのかと思いますけど、順  
次、これからほかの自治体でもスタートしているのではないかなと思いますけれ  
ども。これの目的、福井県のデジタル地域通貨事業「ふくいほびコイン」、これ  
を活用して町内での消費拡大と事業所支援を図るという具合に目的としてなっ  
ております。

これは以前、ふく割事業の中でえい坊割というのがありましたけれども、商工  
会のほうではすこぶる好評であったと聞いております。しかし、ちょっと私的に  
は恩恵を受ける事業者さんと、なかなか恩恵にあずかれない事業者さん、事業形  
態によってなかなかその仕方のないところはあるのかなと思いますけれども、  
まずそのあたり、恩恵の受けている人、受けてない人、そのあたりの事業者さん  
のレベルやね、偏りみたいなのは行政のほうでは把握されていますでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） この偏りというところですが、物価高騰とか  
コロナ禍の中で、様々な業種によっていろんな被害の影響を受けている状況が違  
うというのは、商工会さんのほうがいろいろな事業者さんの、聞き取り調査を行  
っていただくなど、こちらのほうでも把握に努めてまいりました。

商工観光課といたしましても、国の交付金を活用いたしまして、様々な業種の方にどのような対策がいいか、ということで様々な対応の支援策を幾つか行ってきておりまして、今回におきましてはやはり物価高騰、今議員おっしゃったとおりの目的でして、物価高騰による買い控えの消費者に町内での消費喚起を促し、町内事業者を支援するというので、主に小売業、サービス業への支援ということでさせていただくことになっております。

令和3年度経済センサスにおきましては、この業態におきましては237事業所ということで、えい坊割の際は106店舗にご登録いただきました。今回はそれ以上を目標に加盟店舗の募集、支援事業者支援を商工会のほうにお願いして進めていくという状況でございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） また、支援につきましてやっぱり各業態で変わりがあって、例えばコロナ禍のときには門前のほうでクーポンを発行したり、ものづくりの方々に対してはコロナのときにいろいろな補助メニューをつくったり、その各業種でいろいろなメニューをつくっています。今回は商工業、また消費者の皆さんをご支援しようということで、こういった形。

それと、やっぱり次につながる投資、単発で俺のほうではなしに、これから伸びるのであるそう言ったスマホ決済といいますか、ポイント決済、これを導入の足がかりになればという思いもありまして、こういうふうな事業を組ませていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

やはり私の聞き及ぶ限りではかなり色分けがあって、もうかるところは非常にもうかったと。なかなか恩恵を受けられないところも、それなりにあったということで、なかなかそこらへんは一律にしてしまうのは難しいだろうとは思いますが、今回のこれはもうこれとして、しっかりまた検証をしていただければなというぐあいに思っております。

あと、やはりこれも話させていただきましたけれども、デジタル化に向けてお年寄り向けの教室などを行う、というぐあいに言っておられますけれども、なかなかそこらへんはスマホというのは、やはり小さなコンピュータを持ち歩くというような感覚でなければならないと思いますし、そこにはかなり負の部分もあります。それは経験でしかなかもそれを回避することはできないと思っております。

けれども。

また単純に、デジタル社会を普及させていきたいという思いで、お年寄りの方に参加していただくと。もちろん、本人がぜひともやりたいというのであれば、それはもう全然何も問題ないですけれども、ぜひともやってくださいとこちらからお願いするような感じで言って、その普及、パーセントやね。数字的に上げていこうというようなことになってしまうと、後からそのネット社会に巻き込まれて、いろいろとトラブルが発生してしまうというようなことにもなりかねないので、その負の部分の話ですね。それをぜひともスマホ教室やられる際に、参加者の人にも熟知していただくように、優しく教えていただければありがたいかなという具合に思っております。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） すみません。今、高齢者の対応ということでご質問ございました。町の健康長寿クラブでは、生涯学習課さんと協力してスマートフォン教室というのを令和2年度からやっているところでございます。そのスマホの利用で起こり得る具体的なトラブルやリスク、またその対策についても受講内容に含んでいるところです。

特にアプリですとかゲームの高額請求、あとワンクリック詐欺、フィッシング詐欺の対策や無線LAN接続による個人情報の流出への注意喚起等々についても講義の中で取り込んで入れます。

また、スマホ教室以外においても健康長寿クラブでは令和4年度、令和5年度と高齢者向けの消費者トラブル研修会ということで、スマートフォンでのトラブル対策についても勉強をしているところでございます。

今後もスマートフォン教室や研修会などを通じまして、高齢者の方への意識づけ、トラブル対策等についてはしっかりよくなっていきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 商工観光課といたしましても、スマートフォン操作に不慣れな方へのサポートとして、3月中に合計8回の講習会を開催してまいりまして、詳細につきましては広報3月号で周知をさせていただきまして、現在、受講予約を受け付けているところでございます。

講習会ではスマホの基本操作からLINE登録、操作方法、その後「ふくアプリ」の利用へと丁寧に説明して、体験していただく予定でございます。

あわせて、永平寺町のLINE、防災メールの登録、活用方法についても

ご案内をしていきたいと考えております。この機会を通しましてデジタル活用の利便性を実感いただきまして、利用が促進されるように進めてまいります。

また、この「ふくアプリ」、「ふくいはぴコイン」におきましては、現在、「出産・子育て応援ギフト」事業とか、子育て世帯経済的支援事業などでも活用されておりまして、デジタル決済プラットフォームを通して、給付金をポイントで支給して、地域経済にも寄与する仕組みが構築されてきております。

また、ボランティア活動参加者にポイントを付与するなど参加意欲を高め、コミュニティの活性化が図られる効果としての活用も期待がされているところでございます。

この仕組みにおきましては、デジタル化におけるスタンダードとして、県内各自治体で様々な事業に活用されていくものと考えております。本町におきましても、デジタル化の先行事例として、乗り遅れることなくスタートをしてまいります。

また、はぴコインにおきましては、町外の方が町内店舗で利用できるのも、町内事業者への幅広い支援の形ともなりますし、逆に町内の方におきましては町外の登録店舗で利用することもできるということで、若い世代の方にも意欲的に活用されると考えております。多くの皆様にチャレンジいただけるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

今、商工観光課長言われた中にありましたけれども、先に言われましたが、令和5年の11月3日に県の社会実験といたしましてあわら市の波松海岸ですね。こちらのほうで海岸清掃、ボランティア活動に参加された方、これに対して500ポイントを付与するというようなことをされて、想定以上に集まったという具合にテレビでも放映されていきました。もともとボランティア活動をやりたいなという気持ちがあるのでしょうかけれども、それに一步踏み出せないというところに、このおまけでご苦労さまでしたということで500ポイント付与すると、じゃ行ってみようかと家族で参加されたということだと思いますけれども、こういう使い方っていうのが、一番よろしいのかなという具合に私は思っております。

これからいろいろとこれを活用する機会が増えてくるのだらうと思いますけれども、ぜひともランニングコスト10万円毎月かかってくることでありますから、ほっといても出ていってしまうので、なら積極的にこれを使って地域づくり、社

会貢献に参加して、それが行く行くはまちづくりの中心になる人になるかもしれないですから、そういう意味で地域活性化のためにこれをご利用していただきたいなというぐあいに思っております。

何かあれば。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、デジタル化、違った視点で今年生まれた子どもの数75万人。先日も新聞で2050年には2020年比で働く世代、地域を支えている世代が永平寺町では35%の人数が少なくなる。

今いろんな業種、業界で人手不足、これが進む中で、やっぱりどうしてもこのDXであったり、ネット、通信社会、Society 5.0とかいろいろあるのですが、そういったのに頼っていかなければ成り立たない社会がもうすぐそこまで来ている中で、このスマートフォンであったり、タブレット、通信というのはやっぱり人手不足の解消、全てではないですが、一つの大きなツールになると思います。

電子が進む中で、今回、やっぱりスマートフォンを持っていただく。今報道でもありましたが、マイナンバーもスマートフォンにこれから入っていく。そういった中で、入っていくとじゃ何が起きるか。もちろん利活用される方の利便性というのがありますが、業務、いろんな業務の人手不足の解消で、今まで5人かかっていたのがデジタル化にすることによって1人でできるなど、国、県、町がそれぞれ、今例えば非課税世帯に通知を出すときも、ある程度そのデジタルで管理されていけば、国が直接管理して直接支援することができるとか、そういった中でやはりスマートフォン、この利活用というのは必須になってくると思います。

ただ、昨日長岡議員の質問でもありました。どうしてもやっぱり不安な方、ちょっと使えない方。私のうちもそうです。母はばんばんスマートフォンを使ってどんどんいろんなことをやっていくのですが、やはり父はなかなかガラ携のままスマートフォン持ったらとも言うのですが、なかなか関心がないというか、そういった方もいっぱいいらっしゃると思います。そういった方々はやっぱりしっかり救いながら、デジタル化のほうに向けてやっぱり皆さんに少しずつなじんでいっていただく。

また、関心を持っていただいて、そのサービスを利用していただくことによって、次、先ほどの横断歩道止まる話。一つの親切が次につながっていくという形で、そういったきっかけになることが大事なことも今思っています、やっぱり

これから確実に人が減っていく社会の中で、このデジタル技術というのは一つ大切なものですので、そういったものが来る前に皆さんに関心を持っていただいて、使うきっかけになってもらえたらなという思いもありますので、こういった中でこの今回のポイント事業、また使えない方もいらっしゃるかもしれません。何とかそういうサポート事業とかの中にも使い方、勉強会に来ていただいて使えるようになっていただきたいなと思います。

それと、そのボランティアにつきましても、これから人手不足の中でなかなか集まらない中で、今回、このポイントを使いながらやっていくというのは物すごい大きな新しいやり方。また、このポイントをやることによってまた登録制にして、またいろんな案内もできる、こういったやり方も一つ大きな新しいやり方かなとも思っております。

それと今、毎月10万円、永平寺町のお財布を持つ。これはポイントによっては福井県の全部で使えますよというのあれば、永平寺町内の商店のために永平寺町内でしか使えませんよ、というようなためにこの10万円のお財布というのは、やっぱり持っていつているべきだと思います。

例えば議員おっしゃるとおり、ただ持っていても値打ちがありませんので、いろんなボランティアや、そういったのをまた皆さんからいろんなご提案とかいただきながら、ポイントを有効に使い仕組み、ほかの市町も勉強しながら使っていくといいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

では、次行きます。

非常に次は話としては厳しい話なのかもしれませんが、多少夢を語るということも大事なかなと。大人が夢を語らなくなったら子どもは夢を見なくなってしまうのではないかなということで、質問させていただきます。

令和6年の2月19日全員協議会の場で浄法寺山の地すべり対策事業の概要についての説明がありました。その地滑りの原因というのは、地下を流れている地下水、その流れに引っ張られるという形で、地滑りが起きているのだということのようで、そこの大規模に地下水を取り除くということで、地滑りを抑えようという内容の工事だという具合に理解しておりますが、まずはそれでよろしいでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） 地下水ですからそれがどのくらいの量が出てくるものなのかというのは、やってみないと分からないということだと思いますので、結構広範囲に渡っての地滑りでありますから、相応の水は出てくるのであろうという勝手な想像の下で、それは多分、ずっと地滑りが起きているのでありますから、常時流れているものであろうという具合にそれも想定しまして、それはあくまでもやってみないことには分からないのですけれども、もし量的に相当な量が出るのであれば、それを利用して小水力発電、これをトライしてみたいかというご提案であります。

初めのその設計の段階でプランとして入ってないと、後々やはり追加でやれるから追加でこれやってください、と言ってもなかなか国も首を縦には振らないでしょうから、やはりスタートの設計の段階で、オプションとしてこういうのを可能性として残しておきたいと、というようなのを最初の段階に組み込んでいただけないのかなという具合に思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ただいま議員さんのおっしゃることにつきましてですけれども、地下水が原因であることはもうおっしゃるとおりでございます。これによって国営事業により、令和7年度着手できることを目標に、今準備を進めているところでございます。

議員さんおっしゃいますこの事業の中で小水力等の活用について、当初のプラン、オプションとして入れておくべきではないかっていう、ご提案でございますけれども、まずこの事業の中で地下水の有効活用につなげる施設整備を計画として含められるかといいますと、これはできませんという回答を得ております。

それと、この地滑り対策の事業を行うことについて、その地滑りの範囲内での構造物等の建築などが制限されることがあります。

それと、今地下水、今議員さんもおっしゃっておられましたけれども、地下水水位は令和2年からずっと調査をしておりましたが、それがどのくらいの量があって、どのくらい流れているかということは全く今調査してない状況でございます。雪解けとか雨によって水位が上下することは分かっておりますけれども、どのくらいの水量があって、安定して供給してくれるものかどうかということが、全く分からない状況でございます、現在。おっしゃっておりましたけど、そういう状

況でございます。

その中で、今いろんな地下水の活用について、当初からっていう計画をする事業の中では困難でございますけれども、十数年後の事業完了の可能性について、当初から準備することについては、どういう準備が必要なのかというのもちよつとまだ不透明、当初ではということもありまして、なかなか計画策定を考えていくことは不可能なのかなというふうに。確かに夢としては可能性があるのかも分かりませんが、とは思いますが、かなり困難な状況であるというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。非常に厳しいお話いただきました。

この小水力発電、今全国でいろいろとトライしていますけれども、国の20年固定買い取り制度、俗に言うFITというのに受けるためには、小水力の場合、地域の環境教育、治山治水も含めていろいろな教育活動をする、というのが義務づけられています。これがないと小水力の場合、FITに認定受けることができません。

そういうことで、以前、視察へ行きましたおおい町の小水力発電、これも地域の方々が自分らで自ら団体を立ち上げ、そして南川の川の保全、地域の方々、家族を含めた上で山の保全、川にいる水生の生物を守る、いろんな教育活動をやっておられました。だから、単純にお金が回るかどうかというだけで片づけるのはいかなものかなと。トータルで見てプラスなのかマイナスなのかという具合に判断しなければならないと私は考えております。

もし仮にこれが実現して再生可能エネルギーというたぐいのものになりますけれども、それがもし得られるのであれば、これも前回にも話しさせていただきましたが、今その世の中、大企業においてはそのカーボンクレジットのCO<sub>2</sub>のないエネルギーを買い取る、その証明書を求めるというようなことが今進んでおります。そういう意味で、企業を誘致する上で一つのメリットにもなると。

この地域振興というのは、今の志比北地区、地区だけに任せるのではなくて、行政も我々議員も含めて町民一体となって何かアイデアを探さなきゃいけないと今一旦休校の状況になっている志比北小学校を復興させるためにも汗をかいて何かアイデアを出さなきゃいけないという中での今の提案という具合に私は思っております。何かしらやっぱり姿を見せなければいけない。やっていると。

その一つとして、これは結構壮大な夢の、夢というか、一つになり得るなど思

っているのですが、無理でしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろいろなご提案いただいて、それに向かって進めていくのはいいと思います。ただ、今回、この場合はまず今地滑りを直す。これ結構大規模な地滑りでして、もともと今の平らになっているところが何千何万年も前に一回地滑りをして平らになった。そこにまた今水が入って、ちょっと実は動いてきて、地滑りの可能性があるということで今工事をしています。

今この時点で、実は水量が水力発電をするぐらいの水量があるというのが分かっているならば計画に盛り込むことはできるかなとも思います。ただ、どれぐらいの水力かも分かっていない。今、その水を抜いて、例えば今計画を持って、じゃ水力発電やりましょうという。いざ計画が終わって設備等もした中で水が余り出てこなかった。これは物すごい税金の無駄遣いになってしまう可能性があります。

そういった中で、今現状は水量も分からない。ただ、水脈のあることによつてずっているというのは分かっていますので、そこにおいて、ここの今この工事の段階で水力発電所、今の段階から盛り込んでおくということはやっぱりちょっと厳しいかなと思います。

ただ、今のようないろいろな発想を持っていただいて、地域の振興であったり、これから未来につなげるカーボンゼロの取組であったり、そういったことはしっかりしていかなければいけないなと思いますが、今回のこの件については国、県の補助もいろいろ受ける中で対象にはならない。また、そういったことで不確定な部分が多いということで、これはちょっと厳しいかなというのが私たちの回答です。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

夢を語るのは自由なので、これからもアイデアを出し続けたいなというぐあいに思っております。

取りあえず、志比北小学校統合されまして一山超えたとは思わずに、志比北の方はみんな期待しておりますからお互い頑張って振興策考えていきましょう。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、総合政策課が地元の皆さんと行って、またそういった会をつくって。実は議員の皆さんからもいろいろな、例えばその学校の利活用としてこうしたらいいのではないかとか、こういうふうなことをやりたいという人がい

ますよとかそういったお話、実はいただいているのですが、私たちもそういうのではなしに、地域の皆さんと話し合うということがやっぱり僕は大事かなというふうに思います。

それともう一つ、やっぱり今回地域の要望の声の中で休校という位置づけにもさせていただいておりますので、そういった中での利活用というのをやっぱり考えていかなければいけない。

それともう一つは、今、「ESHIKOTO」とか、オーベルジュとか、新たな投資が生まれる中で、そういったそのエリアでの投資をどういうふうに次のいろんなものに結びつけていくか、ということも考えなければいけないと思っておりますので、今これで一段落してしまうのではなしに、次に向けても動き出しておりますので、またいろいろご指導よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） 志比北小学校の利活用につけて、コンサルを入れるというような話もされていたかと思うのですけれども、あくまでもやっぱり地元のことは地元中心に意見を集約して、町全体の意思を統合してやるべきものだろうと私は思っておりますので。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そのコンサルというのも、今、そういう地元の皆さんの声の中でどういうふうにサポートするか。例えば皆さんが求めている中でそれが実現可能かどうか。例えばそれとよく似たことをやっているところへ視察に行くなど、それがコンサルさんとか、そのやり方ですよね。そういったことをアドバイスいただく。そのコンサルの皆さんに何かをしてもらうというのを決めるのではなしに、やっぱり地域の声、またいろんな提案を地域の皆さんに見ていただいて行けるかどうかというのを判断しながら進めていく。

もちろん、地域の皆さんに丸投げするのではなしに、私たちもこういう情報があります。議員さんからもありますよ。また、コンサルの皆さんからも世の中こういうふうな情報ですよ、というのをやりながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

(午前10時54分 休憩)

---

(午前11時05分 再開)

○議長（中村勘太郎君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

次に、3番、川崎君の質問を許します。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 3番、川崎直文です。

今回、空き家等の対策についてということで、この1問について行います。

まず、永平寺町空き家等対策計画、計画期間が令和2年から令和6年という5年間の計画ですね。ちょうど令和6年が最終年度というこの計画です。

この計画を見ますと3つあります。空き家などを発生させないための予防措置を取りましょうということ。それから2つ目が、空き家の利活用ということですね。3つ目が、管理が行われていなくて周辺環境に悪影響を及ぼすということで、古い家屋の解体ということです。予防とそれから利活用と、そして解体というこの3つを具体的に取り上げております。現在、この計画に基づいていろんな施策が進んでいるということです。

最初に確認しますが、この空き家の実態調査が今行われております。この調査の内容について、またこの調査方法の改善点はあるのかということについて、まずお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 空き家の実態調査につきましては、平成27年度から毎年各区の区長様に空き家確認情報を依頼して、空き家の状況を把握しております。また、区長様からの報告ごとに平成28年と、令和2年度に空き家の実態調査を県内の不動産協会に業務委託して実施し、空き家の状態判定等に活用しております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 2つ、毎年、区長さん通じてその地区の空き家の状況の調査ということです。そして、今お話しいただきましたように、これ5年に1回ということで、直近は令和2年に専門の業者に託して、調査を行っているということですね。

そして、この区長さんの調査の中身を見ますと、空き家はどのような状況ですかということと、それから老朽空き家というのはどれぐらい数がありますかという

この2つの項目ですよ。5年に1回の業務委託による空き家等の実態調査は4項目ですよ。そのまま使えますよという空き家、それから若干の修繕が必要ですよという、それからかなり修繕が必要ですよという、あとは腐朽して危険な空き家状態になっていますよという、この4項目の調査です。

空き家を調査して、その状況に応じて対策を打っていかなければいけないわけですね。所有者に対してもこういうレベルだから、何とか対応しましょうよねという、そういう話につながるわけです。

そういうことを見ますと、毎年やっている区長さんの実態調査も、全体をつかむということで大事ですけども、空き家の対策をどうするかというところ、ここが非常に重要なところですよ。

そうしますと、やはり先ほど紹介しました4項目ぐらいの区分をして、ここの空き家はこういうレベルですよ。所有者に対して、また地区の皆さんに対してそういう状況を把握して、この対策を急いでいくということになるかと思えます。

できれば、やはり実態調査をきめ細かくやっていくという、業務委託の調査をよりサイクル期間を縮めて、やっていかなければいけないのでないかなと思えます。

そしてもう一つ、やはりこの前の能登半島の地震でも、老朽空き家が壊れてその道路に入ったと。それに対してなかなかその所有者が分からないので、対応はできないという実態があります。地震に対してこの空き家はどのような状況になるのかといったような項目も、さらに集中的に判定をやらなきゃいけないのでないかなと思えます。

ここで一つの提案ですけども、よりきめ細かな、そしてさらには地震に対して崩壊したときに、どういう影響があるのかというその判定レベルをしっかりと把握していくという調査も、大事なんじゃないかなと思えます。そういったこともこれから調査の実行の段階で考えていただきたいなと思えます。

提言ということでお話しさせていただきます。何か見解はございませんか。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 令和6年度に建物建設につきまして、実態の調査をする予定でありますので、その中で耐震性なども含めて、今調査を考えていきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 今申し上げたような調査進めていただきたいなと思えます。

調査に基づいて空き家の現状というのが当然出てくるわけです。今、永平寺町の空き家の状態はどうかということです。直近のまだ使える空き家、これくらいですよ。いや、もうこれ、たちまち対応しなければ壊れてしまうという空き家ありますよ。そういった調査を行っていただいておりますから、その実態はどうかということです。

それからもう一つ大事なのは、今後、老朽空き家とかいうのが、どのような状況でこの町内で増えていくのか。そういった状況も教えていただきたいなと思います。

それからもう一つ、空き家等の情報バンク、これ活用するために登録するという情報バンクがあります。この情報バンクに登録し、そしてまたその成果として、転用できる制約が成立したといったような、数字もあろうかと思えます。空き家の実態は数的にどうなっているのか、今後どう増えていくのかということと、それから空き家等の情報バンクの登録の状況ですね、これを教えていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 空き家の件数につきましては、平成27年度から令和元年度の5年間において増加傾向であり、令和元年度の空き家は327軒となっております。その後、空き家情報バンクによる利活用や老朽空き家除却の促進によって、空き家の建設を抑制してきておりましたが、令和5年度の調査結果から空き家が352軒と増加しており、今後も少子・高齢化が進む中で空き家の発生件数が、増加していくものと想定をしております。

空き家情報バンクの登録の状況でございますが、令和2年度から増加していきまして、令和4年度では13軒、令和5年度では7軒と増えている状況でございます。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 昨日の長岡さんの質問でも、空き家件数が333軒という数字を聞いております。ただいまの課長のお話では直近の令和5年で352軒という数字ですね。これ、町内の戸数が7,257軒というデータは私つかんでいるのですけれども、大体7,200軒に対して352軒の空き家があると、そういう状況ということですね。

その空き家のうち、最初に申し上げました調査結果、老朽空き家と、これがどれぐらい、352軒のうち、判定結果、老朽している空き家がこれくらいですよ

という数字、お分かりになりますか。

それから、空き家バンクの登録数を今教えていただきました。令和2年が13軒、そして令和5年が7軒ということですから、これ、その年によってすごいばらつきがあるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 登録件数については毎年数字が変わってきておりますが、令和2年度が7軒、令和3年度が9軒、令和4年度が13軒、令和5年度が7軒でございます。

老朽空き家につきましては、申し訳ありませんが手元に持ち合わせておりませんので、また後から説明させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 何かちょっとデータのやり取りになっちゃいましたけれども。

空き家等の対策計画、これ令和2年ですね。その中でも平成27年から調査が始まって、27年では空き家件数は265という数字、28年は274という数字、29年は312、30年が320ということで、200軒台がいよいよ300軒になってきたという数字も計画の中で示されております。

大事なのは、先ほど課長言われましたように、一方では登録バンクを利活用していくよということで、その空き家数をできるだけ減らそうということですが、何せその空き家がだんだん年いきますから一方で増えるという、その状況によって増える要因とそれを利活用する要因とで差し引き、一体永平寺町の空き家ってというのは増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのかということもはっきりつかんでいただきたいなと思います。

それも、この計画のデータを見ますと、合計の町内の空き家数という捉え方と松岡地区、永平寺町地区、上志比地区ということでしっかり捉えております。町内の空き家対策、どこの地域を重点的に取り組むのかということも、これからの取組で必要じゃないかなと思いますので、空き家の現状、そして今後どうなるのかということも、しっかり捉えていっていただきたいなと思います。

また後ほど空き家で老朽空き家の軒数とか、またお示ししていただきたいなと思います。

それから、空き家バンクを紹介して、数も紹介してもらったのですが、これ、現実の空き家バンクどうなっているかというのは、町のホームページの移住ポータルサイトの空き家バンクを開きますとたちまち現状が出てきます。それ

を見てみますと、昨日ですか、現在で登録、情報バンクにある売買物件が7軒登録されております。賃貸のところはゼロ件という状況です。これも空き家情報のバンクですね。うまくバンクがあるだけでは意味がないので、できるだけ多くの人に見てもらおうような工夫、これ、私今紹介しましたようにホームページでもしっかり出ておりますので、そこを皆さんできるだけ多くの人が見に行くというようにすることも大事なんじゃないかなと思います。

それでは、この計画の大きな目的であります利活用ということについて確認をさせていただきたいと思います。

決算認定による決議、事務事業評価における提言ということで議会のほうからも提言をさせていただきました。それに基づいて当初予算に住宅支援事業というのが計上されております。どんな空き家の利活用があるのか。そして、町内でこれまでいろんなところで利活用をされていたのですけれども、そういった主な利活用の状況というのはどうなのかということですね。

そして、この空き家、これから永平寺町内の空き家、どんな利活用が期待できるのか、どういう利活用があるのかというところもどのように捉えておられるのかお話しください。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 町での主な利活用方法ですけれども、町としての利用は禅の里笑来、福井県立大学永平寺町・新町ハウスがございます。

禅の里笑来は、敷地内に古墳があること。当時は町内での宿泊施設が少なかったことから、国庫補助を活用し整備をさせていただきました。

新町ハウスは、福井県立大学が活用したいとの要望をいただいていたことから、セミナーハウス、国際交流、地域交流の拠点として活動いただいております。

また、一般の方の活用ですと、町外から移住された方の住まいとして主に利用されておりますが、住居以外としまして松岡春日でのゲストハウス、牧福島での和食の料理屋、中島でのドックカフェの活用事例がございます。

今後の利活用につきましては、町として移住・定住を進めるため、移住された方々の住まいとして空き家が活用されるように取り組んでまいります。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） やはり移住・定住とその空き家の利活用というところ、これをしっかりと捉えて進めていくということになります。

それと、一般的に利活用というところを見てみますと、空き家そのものを利活

用するのではなくして、空き家を早く撤去して、その下の地面を貸し出すという、そういう取組もあります。そういったところの利用というのはどう捉えておられますか。

やはり田舎の家って結構大きさが大きくて、なかなか利活用に適用しないといったような状況もあるのでないかなと思います。そういったところは、下の地面を有効に使うというような、考え方になるのでないかなと思うのですが、この永平寺町で空き家そのものの利活用というところから、下の地面の利活用といったようなことも、考えなければいけないのでないかなと思うのですが、こういったところはどんなふうにして、捉えておられるのかなということにしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 空き家の壊した後の空き地につきましても、土地として有用な資産であるという考え方をしております。空き家情報バンクについて空き地も登録できるよう、来年度、空き家・空き地バンクとして拡充して、県内在住者、住宅用地を求められておりますので、その需要に対する供給の拡充につなげてまいりたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） その最適な空き家が見つかったよということで、次、いろいろな補助事業があります。ここの補助事業をしっかりと捉えて設置して、補助事業を皆さんにPRして空き家の利活用、そして移住・定住の促進につながるということになると思います。その補助事業、補助制度というのは現在、町でかなりあると思うのですが、それを一度整理してみたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 空き家についての補助につきましては、次のような補助がございます。住み続ける福井支援事業補助金。子育て世帯等の住まい支援として移住者や子育て世帯が、空き家バンク登録物件を購入またはリフォームする際に、空き家の購入またはリフォーム費の3分の1、最大60万円。永平寺、上志比地区の場合は加算がございます。

また、空き家の家賃支援事業補助として、空き家バンクに登録された賃貸物件の家賃を1年間、月額3万円補助がございます。

空き家家財処分支援金としまして、空き家バンクへの登録を条件に空き家内の

家財を処分に対する対象経費の2分の1、最大10万円を補助します。

永平寺町空き家等情報バンク登録奨励金として、空き家バンクに登録いただいた方に、2万円の登録奨励金を支給する制度がございます。

また、空き家が昭和56年以前に建てられた木造住宅の場合には、居住することが前提ではありますが、木造住宅の耐震改修促進事業の補助があります。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろんな移住とか空き家の利活用の補助制度であります。区長会とか振興会の中で一覧表にして、ちょっとこの空き家の入ってないところがあるかもしれませんが。

それともう一つ、啓発のために今年度からゴールデンウィーク前、またお盆前に全戸配布をさせていただいて、里帰りされた方、いろいろなちょっと人の動きがあるときに、こういった話をしていただける、そういったタイミング、タイミングを見て全戸配布等をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） いろんなところで情報を提供されていると思います。

2月に議会で視察研修、綾部市というところで研修させていただきました。そこは定住促進施策ということで、しっかりまとめておられます。その中で今取り上げましたような、いわゆる情報の提供というのを、あらゆる手段を使ってやっております。

綾部市のところを見ますと、とにかく空き家のどこまで動画に載せるのかちょっと私直接見てないですけども、空き家の動画配信という実態ですね。こんな空き家がありますといったようなものを、どんどん出しているということですね。

それから、移住された方の紹介の動画も出されているということです。それから、空き家対策の啓発の動画も何か出されているということです。

それからもう一つ大事なものは、都市圏で定住サポートサテライトの設置ということで、綾部市の場合には、京都市に何かそういうサテライトの設置をやっているということです。永平寺町でもいろんな手段があると思いますけれども、そういったものをどんどん外部に情報を提供していくというのも、大事なんじゃないかなと思います。より一層啓発、情報発信に努めていっていただきたいなと思います。

それでは、当初予算に住宅支援事業、空き家対策事業ということで計上されております。この事業を取組していく上で、今申し上げたようにこういう事業があ

りますよというその情報の提供も必要ですけれども、こういった施策でこの住宅支援事業、実績を積み上げていく、実行に移すということで、どんな事業に関する取組があるのか。そういった取組の中で注力してやっていく項目は何なのかということを少し確認させていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 空き家情報バンクに登録した空き家につきましては、成約率が非常に高いということもありまして、登録物件数が不足する状態になることがあります。空き家所有者の意向と空き家の状態を把握して、利活用可能な空き家を掘り起こしすることと、また空き家活用可能な案件を、空き家情報バンクに登録していただくなどして、移住希望者に向けて情報を発信することに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 要は、需要と供給をどう結びつけていくかということだと思います。その点を注力して取組していただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

具体的に、この空き家の利活用ということで、2つの計画でK P Iとして設定されて、そして具体的な数値目標が出ております。

一つは、永平寺町総合振興計画。空き家の利活用、空き家を利用した定住件数というK P Iで設定されております。

それからもう一つの計画、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも同じK P Iの空き家を利用した定住件数ということで、おのおの年度を設定して目標値を設定されております。これの実際設定した数字にどこまで達成しているのかということを確認したいと思います。

ちなみに、永平寺町総合振興計画後期計画で、空き家を利用した定住件数、これ、令和3年度で5年間に25件という、目標値が設定されております。ちょっと私の通告書は改定前の数字を捉えていたのですけれども、今紹介しましたように、総合振興計画、空き家を利用した定住件数、令和3年で25件、5年間ですね、という目標値が設定されております。

それから、創生総合戦略では、同じように令和6年に延べ20件、5年間で20件の定住件数という目標値が設定されております。この目標値に対して実績はどうであったのかということをも確認させていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 町総合振興計画の空き家を利用した定住件数につきまして、2021年度までの5年間の実績は26件でございます。2026年までの5年間の現時点の実績は15件でございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の空き家の利用した定住件数は2024年までの5年間の目標、延べ20件に対して、現時点の実績は28件と既に目標値を超えております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） いずれも目標を上回ったということで、実績確認しました。

この定住もどんどん促進していくということで、空き家活用も結びつけて取り組んでいかなければいけないと思います。

その中で、民間のノウハウも取り入れながら空き家活用を促進していくという一つの切り口があります。具体的に移住・定住、そして空き家の利活用ということで民間のノウハウを取り入れていくということで、これは具体的にどんなことなのかということの一つ確認したいと思います。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） まず、空き家所有者の意向を確認しますが、その際に所有者が抱えている問題につきまして、専門家である土地建物取引業協会、建築士事務所協会、司法書士会、解体工事業協会と連携を図りながら解決をしていき、老朽化する前の利活用促進に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 今後も、何回も繰り返しますけれども、移住・定住ということと、それから空き家の利活用と、これ非常にいい取組になりますので、より注力をして取り組んでいていただきたいなと思います。

次に、解体撤去ということについてお話を進めさせていただきます。

当初予算に防災対策事業というのが計上されております。空き家の解体及び撤去事業の補助として取り組んでいるわけですが、まずそのこれまでの撤去の除去申請、そして申請した件数に対して実際補助の件数はどうであったのかと。そして、それが実際、解体が実行されたと。申請が何件あって、そして適用されたその件数がこれですと。そして、実際解体した件数はこれまでどうであったのかという実績を紹介していただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） まず、申請件数ですが、相談等も含めると、令和

2年度から現在までの4年間で112件寄せられております。内訳は、令和2年度は36件、3年度につきましては39件、4年度、21件、5年度、16件となっております。

推移については、令和4年度からは空き家の総合窓口が4年度は建設課、5年度はえい住支援課となっておりますが、そういったことで4年度がそういった窓口が変わりましたので、件数のほうはちょっと減少しているような状況でございます。

申請については防災安全課長と現在ではえい住支援課ですが、事前に現地を確認しまして、補助対象であるかの判定を行って、所有者の方に連絡をしております。

申請等があった件数のうち、補助付与件数ですが、これも4年間で老朽空き家が16件、準老朽空き家は27件となりまして、合計で43件の補助を交付しております。

内訳は、令和2年度は老朽空き家が6件、準老朽が2件で8件。3年度は老朽が7件、準老朽は6件で合計13件。4年度は、老朽は2件、準老朽は8件で10件。5年度については、老朽が1件、準老朽は11件で12件の状態になっております。

現在までで補助の交付を行って、壊さなかったというのは1件だけございました。取りやめるとというのが1件だけありましたが、その他は全て解体を実行されております。

老朽、準老朽合わせまして、近年度は今お知らせしたとおり10件以上ありまして、この件数については県内でも多く、約、県全体で1割を永平寺で持っているような状況でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 今1割とおっしゃいました。これちょっと質問が10問目にあるのですけれども、対策計画で老朽空き家の戸数を令和2年度から令和6年度までの5年間で現状の1割削減をすることを目標に取り組んでいきますとあります。今紹介していただきました実績からいきますと、もうこの目標は到達しているということでよろしいでしょうか、確認します。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） すみません。ちょっと説明が申し訳なかったです。

この1割と言いましたのは、県全体の補助の中で永平寺町が補助をしている部分として1割を占めているということでございまして、計画の1割とはまたちょっと違う形になります。どうもすみませんでした。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） じゃ、この計画の老朽空き家の戸数があつて、令和2年から令和6年度までの5年間で町内の老朽空き家の1割を削減するという目標、これについて実態はどうかということ、再度お伺いします。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） この設定根拠につきましては、この補助事業、国と県からの補助事業ということで、これを活用することを考慮しながら、計画当初の平成27年度は25軒ございました。それが令和元年度は39件で14軒増加しておりましたので、年でならしますと年間3軒増えるということになっておまして、年間の目標解体件数を4軒としております。令和2年度から6年度までで解体軒数を20軒と定めまして、当初の39軒から1割削減ということで34軒を目標としております。

現在、ちょっと先ほども説明しておりましたが、当初39軒ございました件数が31軒となりまして、目標の34軒は達成しているような状況でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） ちょっと現状、数字の確認をさせていただきました。

解体の補助金制度というのは、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金ということで、これも今月の広報紙にも出ておりました。これが老朽空き家の場合には50万、そして準老朽空き家は30万ということですね。

この申請期間というのがあつて、7月31日までということで皆さんに周知されています。これ、何かこの申請期間というのは何か設定があるのですか。それをちょっと確認したいと思います。

そして、その申請期間があればより皆さん申請を急いでいただくということでかなり周知もしていかなければいけないのでないかなと思うのですけれども、今年のこの申請期間、7月31日までという設定について少しお話ししていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） これにつきましては、先ほど言いましたこの事業、

国、県の補助事業ということで、3月末までには完了しないといけないということです。今年は雪のほうが少ないですけれども、例年雪がありますとそういった解体等ができないということで、今7月末としまして、その後、この補助を付与するに当たっても審議会にかけます。そのことも含めまして、2か月ほど余裕を持ってしまして、そういったことで9月から始めて、終わるのは12月ぐらい、3か月ぐらいと思ってまして7月末という形で、最初の締切りを7月末としている状況です。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 分かりました。

今年、元旦の能登半島の地震ということで、先ほどもお話ししましたように、空き家が損壊したと。所有者が分からないのでかなり放置されているというケースがあります。道路を塞ぐ木造家屋、所有者不明が復興の壁になっているという新聞記事もあります。

この災害時の状況を踏まえて、空き家対策、さらに老朽空き家の撤去ということに注力して、これも早めに対策を打っていくということが求められるのではないかなと思います。

このことについてどう受け止めて、どのように対応していくのかというお考えをお示ししていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今までちょっと答弁しておりましたが、計画に対する目標は達成されているような状況です。年間数十件の空き家解体の補助も行っており、そういった事前の空き家を撤去して、災害時の対応を逃れていくような形にしております。

ただ、今後もこういった補助事業、積極的に活用して、そういった空き家等の解体に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 空き家というその状況把握ですね。年々空き家も増えていく状況、そしてさらには老朽化も進んでいくという状況ですね。これのトータルでしっかりと調査をしていただいて、そして今申し上げましたように空き家の損壊ということが周りの住環境にとって、また災害時において非常に重大な影響を及

ぼすという状況になってきております。早急の対策、積極的な対策ということで取り組んでいただきたいなと思います。

そして、具体的な数値目標ですね。各計画も見直しにかかると思います。そういったところ、適切な、適正な目標値を持ちながら、そして有効な施策を実行できる施策に取り組んでいただきたいなと思います。

各計画連携の上、そしてまた地域の人たち、そして行政と、そして専門家とうまく取組しながら、利活用、そして解体というところに取り組んでいただきたいなと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまでやっぱりこの空き家については社会問題となっておりまして、議会の中から、また計画の中でもいろいろご指摘、ご指導いただきながらえい住支援課、また防災安全課をまた各課わたって、いろいろ取り組んでまいりました。今回の質問である程度結果を出しているところもあると思います。

今、各課も何をすればどういうふうな結果が出るか、どういうふうな効果があるかというのをこのいろいろな経験とか、この数年の実績の中で積んできておりますので、引き続きしっかりとこの空き家対策について取り組んでいきたいと思ひます。

やはりどうしてもこの少子・高齢化が進んできますとこの空き家が増えることというのは増えていくことが需要と供給とかあります中で増えていく。ただ、どこで歯止めをかけて、どういうふうにする土地の利活用など、いろんな先の展開も考えながら、民間業者の皆さんのお力添えをいただき進めていきたいと思ひますので、またよろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） よろしくお願ひします。

これで私の質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 52 分 休憩）

---

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

午前中の3番の川崎君の質問の中でえい住支援課長のほうから発言を求められ

ていますので、それを許します。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 先ほどご質問ありました老朽空き家の軒数でございますが、令和5年度の調査結果から40軒となっております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） それでは次に、12番、松川君の質問を許します。

12番、松川君。

○12番（松川正樹君） 12番、松川正樹です。よろしくお願ひします。

今回もまた5問、一般質問をさせていただきます。

まず1番目、志比北小学校の休校の意味を問うであります。

昨年10月26日、志比北振興連絡協議会から、学校再編における学校施設の利活用に伴う要望の見出しで、志比北小学校を休校とする要望事項が提出されました。その要望に、町は本当にいち早く反応し、志比北小学校の休校を早々と受け入れました。私としても休校そのものに反対するものではないのですが、急な廃校から休校へと再編の転換にその理由とか意義が分かりづらく、正直申し上げて驚きと戸惑いを感じている次第であります。

随分前ですけれども、以前に私も議会の流れの中で、志比北小学校の休校を提案というかお願いをしたことがあります。ほかの議員にも休校の意見があったし、栃原の方々にも休校だったら受け入れてもいいという意見もありました。それに何よりも町長自身が休校に関して関心を示されたことがありました。だから、休校を受け入れられると、すごくそういう可能性があると感じて申し上げたようなことでもありますが、実際に私たちの休校の要求を受け入れられることはなかったというか、何の反応もなかったということが実態です。

あれだけ一生懸命言ったのにというところがありますが、今回、振興会の要望をいち早く受け入れたことに、その理由が分かりづらさもあり、多少の違和感があります。しかし、私の感じる違和感ぐらひは強く申し上げるつもりはありません。町長が今回の休校の意義を分かりやすく、説いてくだされば解決することあります。

ただ、そのことより、当初は廃校を打ち出し、それに対して保護者や地域が反対の意思を表明し、もちろん賛成論もあったので、その賛成、反対をめぐってその対応らに町らも、我々関係者も膨大な時間を費やした。それが結局は休校の決断となってしまった。それまでの一連の長い時間を思うとき、一体これは何だっ

たのかという気持ちになるのであります。そういう疑問を禁じ得ないのであります。それだけの時間があれば、志比北小学校の学校の跡地の施設の利活用についての検討も随分できたはずだし、であればとっくの昔に新計画の絵が描かれているのであります。このことが一番悔やまれます。本当に時間がもったいない。

それに、先ほど申し上げたように、今回の休校の意義がよく分からない。これは私だけでなく住民の声としてもよく聞かれます。町は休校の縦覧について正式にたくさんの住民に説明をしていないのではないかと思いますし、してあるのだったらそれをやっておいてくださればいいのですが、私はそう感じています。

最初に、町長が志比北小学校の廃校を言い出したときから、同時に、地域の住民は廃校の土地はどうなるのか。跡地の利活用の説明を求めてきました。本当にたくさんの方々からの瞬間的反応がありました。そのたびに町長は「今から考えます」とかたくなに答え続けてきました。その今からの今がもう既に始まっているのに考えることがまた始めなかったと言えます。

ついこの間まで廃校と言いつつ、志比北小学校の新しい入学の準備が着々と進んでいるのだから、廃校後の利活用の在り方の検討を一日も早く始めるべきだったと私は振り返ります。

今度は急に転換され休校となりましたが、廃校と実質的に違うはずであります、休校は。休校なら事情が変われば学校の再開があるということではないのでしょうか。その可能性があるだから、今の学校施設に手を着けずにそのまましておくべきだという考え方もあります。実際にそういう住民もいらっしゃいます。

しかし、実際、休校とは言いながら、町長は校舎や施設の利活用を考えるとおっしゃる。これでは廃校と同じであります。今回の休校論は廃校とは違うのですか。どう違うのですか。実質的な違いがあるはずであります、それは何でしょうかということをご説明願いたいと思います。

今回の休校は定義したい。いずれ定義していただきたいのであります。既に説明をされていると思いますが、もう一度ご面倒ですが休校の意味を、意義をご説明願いたいと思います。

それと、もう一つお願いがあります。そもそも町長が廃校を言い出したときから、同時に、住民の皆様から私たち議会は議会と語ろう会をはじめ、様々な機会に本当に膨大な廃校に関する、賛成論と反対論の具体論をいただいてまいりました。その結果を行政にもお知らせをしています。住民の皆さんから中身の濃い、忠実な意見をたくさんいただきました。私も一人一人の意見を繰り返し熟読させ

ていただきました。本当に勉強になりました。住民の方々から既にたくさんの利活用案をいただいているのです。

それにもかかわらず、町長は学校の跡地や施設の利活用に関して、様々な提案を予想されていることから、コンサルタント業者にアドバイザー業務を委託し、事例分析や活発な活用に向けたノウハウなどもいただきながら、ほかの地域の情報なども踏まえつつ、今後の利活用の方向性に生かしてまいります、とこのタイミングでコンサル業者にアドバイザー業務を委託するとの表明でありました。本当にびっくりしました。

このタイミングというのは、休校についても多少の疑問や異論はあるけれど、もう住民にとっても時間がない。時間はないけれども、学校の跡地や施設の利活用より住民はまだ夢を見ているという。時間がないからだということでもありますけれども、夢を語り合い、残り少ない時間を使って何とか最後の詰めをしたいとは思っています。今までも様々な提案をしているけれども、もう一回住民は今まで以上に本音を出し合って、今まで考えてきたこと、新しく出てくる様々な提案、アイデアをブラッシュアップして、夢のあるコンセプトを基にして、より優れたアイデンティティを住民とみんなで作って上げていくことを、用意ドンと始めようと待ち構えているのであります。

こんなやりがいのあるおいしい仕事を、何で業者が関わってくるのか。第一、どんな仕事をコンサルタントにさせるつもりなのか。

先ほど清水憲一議員からもこのコンサルに関する質問があり、多少町長からこんな感じだなというふうにお聞きはしましたけれども、分からないわけでもないですが、私は今回のもう一回、ご再考願いたいと思います。

今回の休校の決断が結果的によりよいきっかけになるように、町と地域の共同作業の場をつくりましょう。要望書には、都市計画マスタープラン、永平寺町景観計画を協議し、推進すると書かれてあります。もう一回みんなで熟読、直し、直し、見直し、自分たちのものにする。優先順位を決め、幾つかの事業を選択し、実行する段階であります。住民が主体となって実行するのみであります。どうかそのような方向転換をしていただきたいと思いますと思うところではありますが、どうでしょうか、お願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、休校の話が出てまいりましたのは、6月か9月議会に滝波議員のほうから。松川議員は休校の提案は公の場ではなかったかなと思いま

すが、公の場で滝波議員の中で休校は考えられないのか。あれ6月か9月議会だったと思います。その中で、私は休校というのも一つの選択肢ということをお願いしていただきました。

その後、11月の前に振興会からご提案をいただきまして、休校という位置づけでお願いしたいということで、11月24日でしたか、町長と語る会、振興会の中で多くの皆さんに来ていただいて、休校ということでどうでしょうかという話をさせていただいて、その中で休校はこうですよ、廃校はこうなりますよ。これは議会にもお示しをさせていただいている中で、じゃ休校で行こうということで決定をさせていただきました。

それと、今までこれまでのプロセスの中ではありますが、私たちは強引に決めているわけではなしに、一つ一つ手順を組んで進めさせていただいております。そうした廃校、休校の学校の利活用についてどうするのか。こういう事をしてほしい、こういうふうなのをしてほしいと、いろいろな意見もございましたが、そのときはまだ議会のほうも本当に休校にするのか、地域の声は聞いたのか、いろいろな話の中で、ようやく私たちが休校の方向で行こう。地域振興会の中で決まったのが、11月24日だったと思います。11月末だったと思う。そこから休校の位置づけとして、じゃ、学校をどうするか。

皆さん今なら何でも言えますけど、その当時、どうするかと決めている中で、あの学校をこういうふうに使おうとか、こういうふうに使おうとかという議論が進みますと、またそこは違う議論になってしまう。そういった中で、私たちは休校をして。これは何度も申し上げていますが、そこは地域の皆さんの声を聞きながら進めていく。ただ、休校と位置づけになったので、学校は休校を解くとき、念のために壁を抜くなど、そういったことはできませんよ。これは振興の皆さんにもお話をし、今あそこの利活用をしようとしているのは、休校の中で復活まで、その中までにじゃどういうふうに使おうとしないで、今のまま利活用できるかということ、進めていこうということを今総合政策課が中心となって、志比北の振興会の皆さんとお話をさせていただきながらしています。

コンサルを入れるというのも、先ほどお話ししましたが、何もコンサルが全てを決めてしまう。コンサル任せにするのではなしに、おっしゃるとおり、地域主導で進めていただく中で、その手順や、手続、いろいろな中でアドバイザーという位置づけで、入れてもらったかどうかというふうなこともあります。

これ、今、総合政策課のほうからも答弁させていただきますし、これからの経

緯についても学校教育課から説明させていただきますので、決して私たちの思いつきとか、この統廃合を、この休校を進めるために、私は舌先三寸でいろいろなことをやっていたとか、そういったことではございませんので、しっかりと確認をして、そして地域の声に耳を傾けて進めさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 繰り返しのなってしまいますが、休校と廃校の違いということで申し上げます。これまでの全協、また12月の議会でも同じ答弁させていただきました。

廃校については学校としての業務が停止するということで、学校設置条令からも削除をされます。そのために同一の学校としては再開することはできなくなります。学校施設の利活用については、行政、また地域だけでなく民間なども加わることが可能ということになります。

一方、休校については何らかの事情で学校が一時休みとなることです。復興の可能性もあるということです。そのため、先ほど町長も言われたとおり、学校施設の現状を変えるような開始をできなくなります。また、学校施設は地域主体の利用以外は基本的に不可ということでございます。

この休校については、これまでも教育委員会、また校長会、そして志比北の小学校のPTA会長にもそういう回答についての報告をさせていただきました。先ほど町長申し上げたとおり、11月24日には町長と語る会において休校のことについて振興会の方に皆さんに意向を示し、賛同いただいたというところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） アドバイザー委託料の件です。

今、やっぱり会を立ち上げたときに様々なご提案というのは今想定されております。その中で、やはりコンサルト業のノウハウ、こういうところを生かしていきたいというのが思いでございます。

今内容としましては、やはり全部でいろんな事例が出ております。そのままそっくりその地域に当てはまるかということ、そういうわけではございません。やはり活用事例の調査であったり、事例の紹介であったり、こういうところのノウハウをやはりいただきたいということと、やはり考える会であったり、そういうと

ころへ入っていただいたときに、専門的な知見ですかね、そういうところもやはりその中でアドバイザーとしていただきたいということで今アドバイザーをお願いすると。やはりその中でこういう方向性どうでしょうかというところのご意見もいただきたいというのがこのアドバイザー料というものになります。

また、そのほかにもやはりその他の地域で実際どうなっているのかということを見させていただきたいということで、他の取組も視察するためのそういう予算も今回組ませていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） あとは、このほか町のほうに、あそこの学校を例えば誰かに売ってしまったらどうだとか、どこかに何かして何かやりたいところがあるからとか、いろんな意見が実は来ています。ただ、そこは休校という私たちは位置づけがありますので、そこは駄目ですよ。駄目ですよというか、それは無理ですよって。

もう一つは、意欲のあるところには、今皆さんで考えているそこにご紹介をして、そこで提案をいただくような、そういった幅もつくっていったらなというふうに思っております。

ただ、余りにもファンタジーといえますか、ちょっとかけ離れたような提案については行政のほうでそれはという話をしますが、可能性のあるものについてはしっかりと総合政策課を通じて地元の皆さんに提案をする、そういったことも広く考えてもらえたらいいなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） ありがとうございます。

私は今の3人さんのご答弁を聞いていて、もうちょっと言いたいのは、我々住民の提案力とか意見とか、あるいは議員もそうですが、もうちょっと信用してほしいなということを感じます。今、僕はひょっとしてはコンサルタント業者に少し偏見を持っているかもしれませんが、これはこの間の例のアンケート調査なんかで、ちょっとコンサルタントってこんなんだなということを経験して思っていますので、そんなにこの大事なことにコンサルタントいうか、般・特業者を何で使うかということがちょっと本当によく分からないのであります。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 勘違いされていると思いますが、コンサルタント業者が何

をするのだということを提案するのではなくて、住民の皆さんが提案したことを、それを実現に向けてアドバイスをしていくという意味での今回のコンサルタント業者ですので、コンサルタントの人が絵に描いてこれをやりなさい、これを賛成しなさいとか、そういったものではありませんので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） はい、分かりました。

実際我々もきちんとそうなるようにウオッチングさせていただきたいと思いません。

次の質問に移ります。

2番目です。社会教育につながる公民館活動に入ります。

昨年、私ども議会は教育民生常任委員会で行政さんとの意見のやり取りの中で、町は社会教育につながる公民館活動に強い視点を持ち、それらを具体的に実践していただきたいことを強調しましたところ、社会教育につながる公民館活動と言われてもイメージできないというお答えが返ってきました。私たちの聞き間違いかと思うほどびっくりしました。

確かに社会教育につながる公民館活動と言われても、昔の人は理解できますが、イメージできないとずばりと言われてしまうと本当に慌てました。イメージできないということは、そんなことは初めから考えていないとしっかりと否定されたようで、本当にショックでありました。まさか社会教育をこのまま否定されるおそれはないでしょうけれども、社会教育そのものの奥が深い、厄介なものであります。自分の経験から申し上げるのも気が引けますけれども、若いときから社会人になると同時に、社会教育の世界というか現場にどっぷりつかっていたようなものであります。

子どもの自分から青年団に憧れていました。私たちのおじきの世代がちょうど青年団が元気な時代でした。その人たちの活躍を見ていて本当に憧れました。大人になったら青年団に入ろうと張り切っていたのでありますけれども、実はたまたまUターンして帰ってきたときには間に合わなかったのですね。青年団がほとんど消えていた。ないならつくってやろうと、22歳から紆余曲折の10年が始まりました。やっとそのレーンを青年団ができたものの、それから実は10年もたなかつたですね、もう青年団は。それくらい難しいのであります。その苦勞を嫌というほど味わった。その社会教育の経験は、体に身にしみているけれども、もう一回社会教育とは何なのか、というところから始めようと専門誌をあさりま

したけれども、公民館関係の図書は若干あるものの、社会教育関係の専門書が見当たらない。皆無に等しいと言ってもいい。ここら辺から出発なのかなというふうに思いました。

県立図書館に行けばいいんですけども、町としてもぜひ善処をお願いしたいと思います。やっぱり社会教育関係の専門書が多少は用意をしてほしいと思います。

やはり専門書を読むあるいは読み合う。グループで人徳会開く。定番の話でありますけれども、これは基本であります。社会教育関係者にぜひ実行をお願いしたい。このことを中心は、やっぱり現に社会教育主事への資格を持っていらっしゃる方々をお願いしたいと思います。

何人かの社会教育主事さんが核となって勉強会を開いていただく。その周りを社会教育委員さんや公民館関係の職員さんが囲んでいただく。会議もいいですが、座学でもいい。とにかく勉強会がより意義があると思います。

室教育長さんからのご努力で、町自前で社会教育主事資格が取れるようになりました。これから若い方々が取っていただけるでしょう。これは本当に力になります。せっかく勉強されて資格を取られても、人事異動で社会教育とはあまり縁のない課に変わるというのがあります。これはちょっと痛いですが、仲間で勉強会を続けていれば、座学でも意味はあります。座学は体験が加わるとパワーアップします。話し合いからも学べるし、講演からも学べます。

現状の確認ですが、今の時点で社会教育主事の資格をお持ちの方々は何人いらっしゃるでしょうか。そして、その方々ほどの程度の割合で社会教育や文化、歴史関係あるいは公民館の仕事に配置されていますか。参考までに教えてください。

以前、私は福井大学で社会教育主事。以前は金沢大学とか富山大学へ行かなければならなかったのですが、福井大学でそういう講座を、社会教育関係の講座をたくさん用意することができて、福井大学では社会教育主事の資格を取れるようになりました。

どんな講座があるのかなということを、あるいはどんな、どのぐらい時間の勉強をされるのかということをしやべったことがあったのですが、講座の科目名を知ったときには、本当にうらやましく感じました。こんなことまで勉強するのだというようなことに本当にうらやましくは思います。

どうか学んだこと、知ったことを周りにPRし、輪を広げていただきたい。社会教育の心という宝物を大切に、地道に広げていただきたいという一心であ

ります。どうでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） それでは、お答えいたします。

まず、お聞きになられているご質問の内容ですが、9月議会で酒井議員、12月議会で松川議員、同じことご質問されましたので、そのときにお答えしているのですけれども、もう一度ご説明させていただきます。

まず、本町職員の社会教育主事資格取得者は、本課に6名中5名で、本課以外、生涯学習課から異動された職員が3名で、公民館関係職員で2名います。その資格取得後、異動によってほかの課に行かれた職員ですが、この職員につきましても生涯学習課でいろいろと社会教育に従事した経験をほかの仕事でも役立つものと思っております。こういったことが社会教育業務に携わったという経験の蓄積としてしっかり果たせていっていると私のほうは感じております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） 社会福祉主事を持った方々が全て社会教育関係、公民館関係に行けばいいというものではないし、持っていればほかの課でも十分勉強できるので、そのことはあまり思わないのですが、私は今後のこと、今後、社会教育主事をどの程度のペースで増やしていくのかなという計画みたいなことはないですかね。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） 今ほどのご質問ですが、計画というものは持ってございません。ただ、これもちょっと12月議会でお答えしたのですが、異動でまた生涯学習課のほうに配属になった職員につきましても、できる限りその職員の意識にもよりますが、できる限りそういった資格、勉強してそういった資格を取得するよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） ちょっと質問の繰り返しになりますけれども、やっぱりお願いしたいのは、どなたかの社会教育主事さんが中心になれとは言いませんけど、やっぱり何人かが中心となって、その輪を広げていく。社会教育委員だったり、公民館の職員だったり、あるいは一般の人も巻き込んで自分たちの社会教育主事としての培った実力ですね、広げていただきたいという。これだけはもう最低お

願いたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） 今ほど議員おっしゃったことごもっともだと思っておりますので、私も資格取得者の一人でございます。部下にはそういったことで、できる限りそういった自分の知見といいますか、そういったものを発揮するように指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

3番目、禅ブランドは永平寺自身が磨くものに移ります。

私の今までの疑問は、私たち永平寺町自身は積極的に能動的に禅ブランドを磨く努力をあまりしてこなかったのではないかと考えています。気がついたときにはしてこなかったけれども、気がついたときには禅ブランドがかなりの高いレベルで確立されていた。永平寺町は黙っていてもその動きを押していたのではないかというふうに思っています。そして、実際ありがたくそのことに甘んじたといつも感じます。何も埋めてこなかったのではないのでしょうか。これは答えなくてもいいですけども。

このことに私は長年、いろいろなほうが禅ブランドを力説するために、これでいいのかなと思う気がしていたのです。禅ブランドが高いレベルで確立されていると話を聞いても、私自身実感が持てない事情があることもしているのですが、私自身のことはおいておいても、高いと言われている禅ブランドを最大限に永平寺町が活用するためには禅ブランドの恩恵にあずかるには、禅ブランドを磨くために永平寺町自身は何らかの努力をしなければならないと考え始めました。

受け身的でなく、自らが能動的に積極的に禅ブランドをいかなるものかを知ることから、禅ブランドの磨き上げに永平寺町自身が参加をしていくべきではないのでしょうか。そうすることによって、禅ブランドがいよいよ本物になってくる。一般の住民も禅ブランドの魅力を感じる、知ることによって、訪れてくる観光客らの方々に自信を持って禅の引力、魅力をアピールできるのではないのでしょうか。3月16日を目前に控え、遅まきながらそんなことを強調している次第であります。

そのための実践等を少し申し上げます。

永平寺町自身が何年か前に、令和元年ということではありますが、7月27、28日の両日にわたって禅シンポジウムを開催しました。開催趣旨、目的、イベント案ら精読させてもらいましたが、よく言うと格調高く、理想に燃えている。個人的にはこういうのは好きですけども、悪く言うと現実感がなくて、仰々しい。それから、なかなか理解しにくい。

タイトルの「禅文化」の文言についても、この「禅文化」なるものが永平寺町のどこの日常にあるのか。確かに大本山永平寺とその界限にあると言われればそうかもしれませんが、我々住民の大多数はそこで日常生活をしているわけでもなく、よく見えないのであります。

しかし、2日目に開催した様々な交流イベントのメニューがたくさん書かれてありました。すなわち、アドバンス・ケア・プランニングあるいは気候療法、永平寺に向かう景観、一文字写経、精進料理。プログラミングの中には理解、評価できるものがありました。これらは禅文化そのものだし、講師の先生方もそれぞれに力量をお持ちだと思います。これらのプログラムから、あれから今日まで5年、6年ですか、どの程度実践、実行したかをお示してください。

そして、どの程度の成果をお出しになったのか。これらの具体案的なメニューは期待できます。ただ、残念なことに、大事なメニューが抜けていました。それは座禅そのものです。今の時代、どこでも座禅ができるので、あえて言えなかったかもしれませんが、座禅そのものが何よりも、何なのかから始まって、座学も含めて大事であります。

吉峰寺の道元が座禅をされた坐禅石が伝えられています。ぜひこの坐禅石をクローズアップされるということをお勧めいたします。これは今まで私も何回も申し上げているのですが、なかなかそうしてくださらないのであえて言いますけれども、禅ブランドは永平寺自身が磨くものとしたのは、私にとってこれです。永平寺町の住民が自らの努力で禅に近づく。禅ブランドは与えられたものでなくて、我々自身が切り開くものであります。切り開いて我が物にする。そうすることで本物の禅ブランドがつくれる。我々自身が世界に誇れるものにチャレンジする。そのために吉峰寺とその坐禅石をもう一度意識するから始めたらいかがでしょうかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 永平寺町は私が就任して、また選挙公約でもありましたので、「禅ブランドを生かしてまちづくりをする」、これ10年前にそういった発信の

中で進めさせていただきました。

そして、福井県、御本山の中で門前開発をさせていただく中で、皆さんご存じのとおり「禅」のポスター、これも早い段階で「円相」と「禅」のポスターを作らせていただきまして、町民の皆さんに禅ブランドで発信するというのを、ポスターを通じてメッセージを送らせていただいたり、あと門前開発をする中で県とこの「禅」でまちおこしをしていきたいというお願いの中で、ミラノ万博での福井県は「禅と精進料理」というテーマをいただきまして、永平寺町からも何人も行って、そこで「禅」のPRをさせていただいたり、また今ほどおっしゃられた禅シンポジウム、また「SHO J I N」、また「ZEN drive」、また子どもたちに料理教室とか、本コウ本山の典座老師の料理教室とか、至るところでこの禅のブランドが触れられるような、またそういった禅の文化がある町としての町民の皆さんへの誇りというものを持ってもらおうということで、いろいろな取組もさせていただいております。

また、時代も合ってきてまして、今、SDGsの流れ。こういった中でもやっぱり本山、禅の考え方、こういったことが今クローズアップされていることもありまして、いろいろ取り組んできています。

私たちが何もなくて、ただ今周りが「禅」がブームに乗っかっているのではないかという、そういったご意見かもしれませんが、逆に言いますと、私たちが今しっかりやってきて、そういった話があったときに「禅」で取り組んできていたので、すぐ受け入れることができる。すぐ一緒にすることができる。

また、今、JR東、また能率協会さんも永平寺町でいろんな方々の研修をしていただいています。そういったこともやはりこれまで「禅」で取り組んできたいろいろな方々とコラボをしてきた中で、受け入れる体制ができているということは、私たちの至らない点もまだあるかと思えますし、それぞれの皆さんがあるかもしれませんが、この新幹線開業に向けて、また交流人口、地方創生の中でこの禅ブランドについてずっと取り組んできた中で今があるのかなというふうにも思っております。

引き続き今ワシントン・ポストや、いろいろなところでも取り上げて。実はこれまでもミシュランなど、いろいろなところに取り上げられてきました。そういったのをいかに発信につなげていくか。また、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、またご理解をお願いしたいと思います。

それと、吉峰寺につきましては、これまでも早稲田大学、いろいろな大学、ま

た永平寺に来られた方々、今では例えばシンフォニー吉田さんと吉峰地区とグリーンファームとの永平寺テロワールの中でも、またそういった禅のエッセンスを織り混ぜた、そういった取組をしたいとか、そういったのもこれまで禅で取り組んできた中で、吉峰寺の皆さんもいろいろ耳を傾けてくれる。地域の皆さんもまたその禅のブランドでいろいろまちおこしをしていただける。そういったことにもつながっているなど思っておりますので。

いよいよ新幹線やってまいります。しっかりとまたこの禅ブランドを前に進めていきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、今町長申し上げましたけれども、本当に平成26年度から永平寺町は禅ブランドにとにかく取り組んでまいりました。平成27年から令和元年には、大本山永平寺、福井県、永平寺町の三者が連携して永平寺門前における新たな町並み整備ということを進めまして、禅を感じられる修景、環境整備を完了させてまいりました。

その次の段階としまして、今議員がおっしゃられました禅シンポジウムを開催したわけですが、そちらにおきましては、禅の歴史文化と技術、自動走行などの技術の発展による文明が共存する魅力的な町を広く情報発信をするということと、これまで引き継がれてきました町の歴史文化をどのように今後展開、進化させていくべきか。さらに、先進技術の発展により得られる文明が共存する魅力的なまちづくりの方向について議論し、考える場ということでシンポジウムを開催させていただきました。町民の方をはじめ、県内外から750名の方に参加をいただいたシンポジウムでございました。同時に、禅文化と関連づけた体験イベントを開催させていただいております。

今議員さんおっしゃいました永平寺町の日常に禅文化がある、息づいているというふうなことよりは、大本山永平寺は吉峰寺など歴史的文化的価値のある遺産が実存する可能性のある町であることを町民の皆様には十分認識していただくことが重要であると考えておりまして、町長も今申し上げましたとおりのいろいろな取組を進めてきたわけでございます。

今後とも行政といたしましては、禅という永平寺町固有の絶対的な価値を町のブランドとして最大限活用しながら、永平寺町への人流促進、産業振興、地域の活性化などを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） よろしくお願ひします。

次、4番目の新聞らで禅の魅力がアピールされているに行きます。

一月ほど前に私のまちづくりの仲間の一人が新聞のコピーしたものを持って、この話題をぜひ議会で取り上げてと熱烈に訴えられました。それは見ると、米紙ワシントン・ポスト誌、福井県が「旅すべき場所」と選出されたという記事でした。

これは昨日の清水議員のおっしゃった話題なのであんまり詳しくは言いませんけれども、あのやっぱりニュースは、さすがワシントン・ポストですから、先ほど町長もおっしゃっていましたが、やっぱりインパクトがあるのね。そのことについて話題にしてほしいということでありました。

そうすると、さらに見ていると、3月にやっぱり延伸開業する北陸新幹線により、今、3時間で行けるという話もありました。さらに、2月16日にも違う新聞で大きな記事でありました。大きな禅の世界の魅力の特集に出くわしました。相当詳しく「禅と福井の魅力」について書かれてありました。高級チョコレートで知られるゴディバジャパンの社長さんのお話でありますけれども。この方は、本で読んだ日本の禅の世界に魅せられ、永平寺に興味を持ったとのことであります。大学生だった頃来日し、東京からヒッチハイクで福井に来て、永平寺町の曹洞宗天龍寺に宿泊と座禅をさせてもらい、その後、永平寺で修行したとのことであります。

さらに、福井の魅力についても、大自然や手作りのもの、福井で和紙や漆器、日本酒、豆腐作りなどの現場を見たが、何代目という文化は世界的に見てスペシャルで宝物だそうであります。伝統を次の世代に伝えることが少なくなった国も多く、世界にもっと発信してほしいとおっしゃっています。

あるいは、親切や礼節、穏やかな心、伝統など福井の皆さんが引き継いでいるものの、すごく価値がある。変化の激しい21世紀にどんどんなくなっている価値であります。新しいことよりも福井らしさを知ってもらうことが大事だというふうにも語っています。

地元になかなか住んでいて他者との交流を怠ると、なかなか地元のよさに気づかず、下手をすれば自信喪失になりがちでありますけれども、外部者からこんなふうに褒められたりあるいは期待されたりすると悪い気がしないどころか、その気になって頑張ろうという気になります。

今回、新幹線の延伸に相まっていろいろとよく言われることもあるようです。

福井県の県民性とは、言っても簡単に言い表せないけれども、何でも粘り強く、地道に実直にこなす。自らに仕事をつくり出そうという、そういう工夫がある。一生懸命仕事をするのが身につけていると言われていました。

だから、もう少し自信を持てばいい。適度な自信をもって事に当てれば、新しい風になる。今回、いろいろ第三者から期待されていることをよいきっかけに、福井も逆襲できると。そのための指標は、やはり地道にコツコツだと私は思います。どんなに賞賛されても舞い上がらず、自分自身をもう一度見詰め直す。もう一度再チャレンジであります。

30年前の個人的な話になりますけれども、同窓会で、みんなで語り合ったことを覚えています。今、福井県はしんがりに近い順位を走っているかもしれないが、住民の価値観が変わればトップに躍り出られる、そう盛り上がりました。トップでなくても、順位はかなり上がるのでないかというふうに盛り上がりました。30年過ぎ去った今、その流れが来ているのでないかと思います。

幸せは人間が根源的に望むもの。幸せのためにお金や地位などを目指す人が多いが、手に入れたら幸せになるかという、そうでもない。考え方のリセットが必要で、好きなことをやるとか、もっと顧問的な部分が大事であります。福井の人たちは、生き方が穏やかに見える。その理由を探していくと面白いかもしれない。新幹線開業では、東京から行きづらい、福井の幸福度日本一は数えたら宝物であったと。福井のハピネスは県外、国外の人々へ向け特別なメッセージになります。

この際、禅文化が永平寺町に息づくために用意されたメニューをもう一度見直し、同士、仲間を集め、地道に取り組まれたらどうでしょうか。すぐに話し合わなくても気長に続けているうちに少しずつ育てて、育っていくものであります。イベントのように、思い出したように、花火を打ち上げても効果がないのではないかと思います。とにかく地道にコツコツであります。いかがでしょうか。その気になっていただけたでしょうか。どなたかお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 議員が言われるとおり、発信力のあるワシントン・ポストでの新聞掲載やゴディバジャパンの社長、スティーブ・ジョブズ氏のエピソードなどからしても、永平寺町における禅が引きつける力は相当力強いものであることが証明をされております。

昨年の11月11日に四季の森複合施設（旧傘松閣）で行われました世界会議

グローバルウェルネス・インスティテュートでは、世界各国から意識の高い、ハイクラスの方々から来場をしていただきました。その日に大本山永平寺で座禅体験や精進料理をいただく機会もございまして、参加者の皆様は一様に禅文化への興味、また強烈な印象を抱いてお帰りになられております。

また、この事業では、ハイクラスの方々による波及効果を期待しておりましたが、その参加していただいたメンバーの一人の方が大本山永平寺の禅を体験するオプションツアーを、今企画していただいております。高級ホテルチェーンの会員向けに造成するというふうなことも今つながっているところでございます。

現在、国も経済効果を狙ったインバウンド政策を積極的に進めておりますので、本町では越前加賀インバウンド事業やウェルネスツーリズムにより、インバウンド事業を本町単独ではなかなか誘客できないハイクラス層を狙ったインバウンド事業も振興をさせていただいております。

これらの事業の関係者の方々には、やはり大本山永平寺のポテンシャルの高さを口にしていただきまして、この事業を通しまして発信力のあるハイクラスの方から発信をしていただき、またその裾野が広がっていくように多方面に永平寺町が紹介され、発信されていくものというふうに考えております。

また、コロナなどのパンデミックとか高度化した社会の不安の中で、心の安らぎとかりラクゼーション効果を求めて、本当に「禅」ということに関心が高まり、永平寺町にも本当に注目をいただいているような状況でございます。

先ほどの質問でもございましたように、永平寺町がもう10年前から禅を中心にブランド戦略をスタートしておりますので、今現在、このようにスムーズに対応ができているということでご理解をいただきたいと思っておりますので、今年度におきましても予算でいろいろな事業を計上しておりましたけれども、禅を通して永平寺を知っていただけるよう、観光施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） ありがとうございます。

3月16日が目前に控えておりますけど、慌てることなく、焦ることなく、ぼちぼちとやればいかと思っておりますが、ひとつよろしく願います。

それでは、最後の質問に移ります。

最後にタイトルは「「私から始める脱炭素革命」の講演を聴いた」ということ

であります。

この間の2月23日、祝日だったのですけれども、「私たちが気候の危機をくい止める最後の世代に！」という講演を聴きに行きました。我が永平寺町松岡出身の堅達京子さんであります。

広報永平寺の2月号にも載っていました。この間の全協でも話題になりましたので、永平寺町においてはまた別の機会に堅達さんが3月25日ですか、にも講演があると聞いていましたので、たまたま2月23日のことが広報永平寺に載っていたので、関係者の皆さんが指摘されるかなと思っていたのですが、残念ながら、私がいつも行く二人組で、堅達さんの講演を聞かせていただきました。やっぱり福井ライフ・アカデミーふるさと未来講座の一つでありまして、ユニー・アイふくいで行われました。

やっぱり堅達さんの講演は、本当にすばらしかったです。初めてではないのですが、非常に難解な内容を非常に平易な言葉で分かりやすく言ってくださるので、本当に2時間半の講演でしたけれども、物すごい情報をいただいたなということは感じました。

それで、またの機会に永平寺町の皆さんに極力行ってもらって、来てもらって、何となくこの輪を広げていかないといけないなと思ったので、今回の一般質問に取り上げさせていただいたわけであります。

NHKの今、民放6局を連動、本町スペシャル番組で「いますぐ動こう、気温上昇を止めるために。1.5℃の約束」と共創されています。世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑えるために、国内メディアが結集し、力を合わせて新たな取組を始める、そんな大きな一歩を昨年私たちは生み出した。でも、それ以上のスピードで気候変動は進んでいると。時代はむしろ悪化しているということをおっしゃっていた。

もう一度自分たちに問いかけよう。この危機を乗り越えるために、もっとメディアにできることはないかと。自分たちはもちろん、日本のために、日本人に、企業に、できることはきっとまだあるはずだと始まり、「いますぐ動こう、気温上昇を止めるために。1.5℃の約束」を訴えています。

皆さんも私たちも薄々感じていたり気がついていたりしますけれども、科学者からの警告をレクチャーされました。驚くべき警告のオンパレードです。このまま行くと、ホットハウス・アース、灼熱地獄のことですけれども、このドミの倒しが始まってしまうと。1.5℃は地球がガードレール防衛ラインであ

ります。間もなくそう言えなくなってしまうと。

次に科学者たちが公表する7年後には手後れになってしまうかもという時間との戦いが始まっている。有事な対応が必要。前例のない規模の変化が起きている。2030年までの6年間で正念場、脱炭素社会へのパラダイムシフトが必要だと、こんな恐ろしいフレーズのオンパレードであります。

これ、今、講演された方がおっしゃっていたことをずっと羅列したのですが、なかなか本当にこんな講演を一回聴いた者としても、もう少し工夫すれば講演の中身をより理解できるし、理解できれば私たちは今なすべきことが何なのか分かるし、その気になります。私たち大人がしでかした一種の不始末であります。子どもたちに迷惑をかけるわけにはいきません。そういう堅達さんのお話が幾ら分かりやすいものでも一回でこの限界があります。難解な話でも同じ話を二度三度聴けば理解できるのでないかと思えます。

私も実は、ケーブルテレビなんかでいろんな講演を聴いて、講演というか話聴いていて、ああ、いいなと思うと、もうケーブルテレビを繰り返し見ます何回も聴いているうちに何となく理解できるものであって、そういう工夫を今堅達さんのお話を中心にして、今堅達さんは松岡の神明3丁目の出身ですが、本当にまさに地元であります。何とかこの方ともっともっと近づいて行って、その方の話を何とか永平寺町の皆さんが実践部隊になるような工夫をしてくれるとうれしいなと思っているのですが、そんなふうにはいけませんかね。何かそういうお気持ちがあれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） まず、講演会についてですけれども、この講演会は受講無料の上、オンラインで参加できるということから、広報の2月号に掲載をさせていただきまして広く受講について周知を図らせていただきました。

当日は総合政策課の職員もオンラインで受講させていただいております。また、会議資料につきましても課内で回覧をさせていただいて、情報共有を図らせていただいております。

役場の職員のちょっと関係につきましては、職員用の電子掲示板のほうで受講をお知らせしておりませんでしたので、当日会場に参加者がいなかったものと思っております。

今後につきましては、掲示板等で周知を図らせていただきたいというふうに思っております。

今ほどの堅達氏の講演会につきましては、3月25日に福井県が主催しますカーボンニュートラルの普及啓発シンポジウム、これが予定されております。既にホームページとか職員のほうにも広く周知を行っております。

町の方向性としましては、今、広報紙で毎月ゼロカーボンに向けた取組ということで環境保全への関心を持っていただくために、テーマを設けて周知をさせていただいております。やはりこういうところも含めまして、町民の皆様が環境問題に関心を持っていただいて、脱炭素に向けた取組が加速するきっかけになればというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 環境問題はもう喫緊の課題だと思います。堅達先生のお話、私もいろいろなところからお話聴きますと、今何もしなければ世紀末には4度温度が上がってしまう。そうすると、2050年度までには2度上がってしまう。今取り組めば世紀末には2度上昇で抑えることができるという、その中でも今年の冬も異常気象という声が出ている中で、一つ一つやっぱり取り組んでいかなければいけない、そういった時期になっていると思います。

そういった中で、私たちの地元出身の堅達先生がこうしたエキスパートであられるということで、今職員のお話聞いたりしていただいたり、またいろいろな町民への活動のタイミングのときにぜひ先生に来ていただいて、町民にこの活動の正当性であったり、そういったことをお話ししていただける機会があればと思いますので、またそこについては後から庁内で検討させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） ありがとうございます。

今思い出したわけではないですけど、堅達さん、考えてみたら永平寺町のふるさと大使をしていらっしゃる。長くしていらっしゃる。何とか永平寺のことなら便利に上がってくださると言うとおかしいけど、少し私たちが頑張りたいというふうに申し上げれば、よし分かったということで何か特別なことを考えてくださるのでないかというふうに期待もしていますので、どうかひとつ足上げて、堅達さんも応援してくださるようになれば大変うれしいなと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

(午後 2時01分 休憩)

---

(午後 2時10分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、10番、齋藤君の質問を許します。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 本年1月1日の能登半島沖の地震により亡くなられた方のご冥福と被災されたお方に対し、心よりお見舞い申し上げます。

それで、私は6年度の予算の編成に当たって、少し質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

予算とは、その年度に実施したい事務事業にどれほどの経費をかけるか。それを賄うために必要な財源をどのように調達するかを計画して、それを金額で表示したものであります。

予算を編成する権限は町長のみを与えられているものであり、議会に対する提案権も編成権と同様、町長のみで専属するものであります。そして、その予算の議決権は議会のみが有する権限であり、予算はこの議決なくしては確定せず、執行できないものでもあります。

このように予算は直接住民生活を左右し、その福祉の如何を決するものであり、審議する議会としても住民全体の福祉を念頭に置いて確定すべきものと思っております。

予算の細部については、後日開かれる予算審議において詳しくお伺いしますが、12月の一般質問においての編成方針等を基に、おおまかな概要等についてお伺いをしたいと思います。

ここに一問一問で質問する予定でしたが、重複や関連等の関係もあり、一部まとめて質問いたしますので、ご回答のほどよろしくお願いをいたします。

最初に、歳入予算の計上についてであります。

歳入財源の適切な確保と今後の補正予算の財源の留保は十分にできているのかどうか。適正に把握をされ、予算を編成されたと思っておりますが、財源の確保に特別に苦勞されたところがありませんでしたか、お伺いをいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 歳入につきましては、町長の所信や全協でお示しした資料にもありましたとおり、国庫支出金及び県支出金と有利な町債などの財源を活

用して限られた財源の中で将来負担の増加を抑えつつ効果的に事業を進める持続可能な住みよいまちづくりとなるように意識をしております。新年度の補正予算にも対応可能というふうに考えております。

苦勞した点でございますけれども、今般、人件費の上昇、またその影響から委託料等も高騰しております、また物価の高騰など経常的な経費が膨らんでいることもございます。財源の確保についても補助金とか地方債は今申したとおりですけれども、確保もそうですけれども、その財源に見合うように歳出を調整するという部分が苦勞した点でございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 次に、国より地方交付税であります普通交付税と特別地方交付税が交付されますが、その目的というか、交付されるための要件は何かをお伺いします。

そしてまた、災害などの特別な財政需要があった場合に交付される特別地方交付税は、特殊事情がある場合において計上するものではないでしょうか。また、補正予算等の財源として留保されているのかをお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 普通交付税につきましては、全国的な財源の均等化のために基準財政需要額標準的な経費が基準財政収入額、標準的な歳入、これを上回る場合に財源不足の額が交付されるといったものでございます。

一方、特別交付税につきましては、今議員もおっしゃったように、普通交付税では算定する中で反映できない災害などの特殊な財政需要があった場合に交付されるといったもので、普通交付税が画一的、機械的な算定であるのを補完するといったものでございます。

歳入の計上でございますが、特別交付税、確かに予測できないものもございしますので、例年見込みでの計上をさせていただいております。今回は過去10年間の最低の決算額を調べまして、それより低い金額で計上しております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 次に、自主財源であります町税について、町税の適正な算定は的確にされているのでしょうか。税収の徴収見込みと予算計上の見込みについての説明をお願いします。

また、滞納繰越分の徴収対策はどのような計画なのか。安易に不納欠損処分等

を行うことのないようお願いをいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 予算の税収について、でございますが、税の算定に当たりましては、各税において人数、台数、面積等の見込まれる課税客体数、あと福井県毎月勤労統計、あと企業物価指数を反映しまして個人所得や企業業績の見込み、あと各税に今設けられております制度を考慮して算定を行ったところでございます。

なお、予算計上におきましては現年度分の収納率は98%で設定をしているところでございます。

今後、新年度になりましてしっかり対応を取ることでその収入を確保してまいりたいと思っております。

また、滞納繰越分について、でございますが、この滞納分の収納対策につきまして、今町のほうでは県の滞納整理機構へ出向歴がある職員で対応を行っているところでございます。

滞納者に対しましては、実情を把握するために直接滞納者と対話をするということをもまず念頭に置きまして、令和5年度においても本年1月末現在で98件の納税相談を実施しているところでございまして、債権管理条例に基づいた生活を困窮させない、無理のない納付計画の作成を心がけているところでございます。

当然、安易に期間の経過ということで単純に時効が成立ということはないようにということで努めているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 国や県の支出金の負担金、補助金、委託金の算定は的確にされているのかどうかです。過大の見積もりがないか、決算において歳入減にならないように算定されているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 本町の方針といたしましては、事前に国やら県と協議を行いまして、内示委託とか内々示とか、そういうものを受けているもののみ歳入に計上しております。ですので、大きな減額にはならないものというふうに考えております。

逆に、今現在、不確かなものにつきましては、新年度に入って交付が決定した後にもまた財源組替えをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長 歳出で見積もり関係見る場合には、大きな事業関係、こういったものについては各業者、いろんな業者ありますけれども、見積もりを最低できるだけ5社取って、一番上と一番下、そういったものを差し引いた分で平均3社を平均して計上している、そういったような形で賄っています。

——その辺につきましては、例年の監査委員さんからもいろいろご指摘を受けまして、そういった形で全庁的に指導しているというところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 決算において、どうですか、歳入減が時折見られましたか、過去の決算において。やはり歳入が減るということは、それだけ事業をしなかったとか、できなかったとかってというようなことも出ると思いますので、歳入財源の確保をまたよろしくお願ひしたいと思います。

次に、歳出予算において質問いたします。経済対策予算はされているのか。商工業の振興策は公共事業、観光事業、少子化対策、農業行政施策等々の予算はどうなっているのか。

また、特産品の拡大等や農業後継者の不足と、そして福祉施策の予算は十分には計上されているものとは思いますが、いかがでしょうか。提示された新規35件、継続21件、拡充22件の事業のうち、全てが重要とは思いますが、本年度においてこれはという特別なものがあればお示しをしてください。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

個々の課でなしに、トータルでじゃお答え願ひます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 主要事業の冊子、別冊でお配りしたかと。あれの中でも、4ページですかね。25項目重点事業というものがあつたかと思うのですが、それが主要事業の中でも特別なものというふうにお示ししております。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） それは見させていただいて承知しているのですが、何かこれでこうやってアピールしたいとか、何か今年はちょっと違うのだというようなことがあれば、なければ結構ですけど、あればひとつ。

○議長（中村勘太郎君） ほんなら、そういうことで。

齋藤君。

○10番（齋藤則男君） それでは、順序追って、最初に総務関係予算についてお尋

ねをいたします。

類似団体と比較して職員数は適正であるのかどうか。また、職員の資質向上のための研修、計画は策定しているのでしょうか。職員の健康管理はどのような状況なのか。それから、交際費の額は他の類似団体と比較してどうなのか。また、町税に要する費用は税収のおおむね何%ぐらいなのかをお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） それでは、順次、答えさせていただきます。

まず、職員数、類似団体比較の職員数でございますが、令和4年度の数値等まず申し上げます。永平寺町は普通会計において234人、類似団体と比較では1人少ないという状況で、おおむね適正というふうに聞いています。

ただ、その類似団体の比較の中で部門別の比較を申し上げますと、全体的に一般事務部門が少ない。数字は24人少ないのでありますが。また、幼稚園・幼稚園、学校関係では逆に37人多いという現状でございます。

これを財政面で見ますと、永平寺町は人件費の割合がちょっと高いということで、この要因としましては消防を単独で持っていることとか、幼稚園・幼稚園が公立で設置が多いことと。学校における給食調理を町職員で行っているということで、職員配置が多いと考えられますということでございます。

令和4年度決算で申し上げますと、経常収支率が97.4と。これ、県内で一番高いという状況でございます。その経常経費のうち、人件費の占める割合、これが19.1%。これも県外で一番高いという状況で、これ以上人件費は増やせない状況であるというふうに今認識をしているということでございます。

今後の職員定数管理におきましては、財政面を十分に考慮しつつ、持続可能な住みよいまちづくりのために推進していかなきゃならないというふうな認識を持っております。

次に、職員の研修、計画でございますが、研修、計画というような具体的なものは策定しておりませんが、指針としましては総合振興計画第7章第3節の職員の資質向上の推進というところでお示しをしているというところでございます。

近年、多様化する社会情勢に伴う課題等に対しましては、職員の個々の政策形成能力の向上というのは必要であるというふうに思っております。福井県自治研修などの年齢や役職に応じて受講する階層別研修とか、政策課題に対応したパワーアップ研修、また滋賀県大津市にあります全国市町村国際文化研修所への専門的な研修を積極的に受講しているということでございまして、通常の業務と並行

し、できるだけ多くの職員が資質向上の底上げを図れるよう、今後も研修参加には推進していきたいというふうに思っております。

次に、健康管理についてのお問いでございますが。

職員の健康管理としましては、健康診断の実施とか、市町村共済組合助成による人間ドック、またストレスチェックなどを毎年実施していると。

職員に対しては、健康診断は5月に実施しておりますし、人間ドックは指定年齢者及び希望者を対象に実施をしております。

参考までに、令和5年度の受診率ですね。97.4%。これ、令和4年度よりも0.1%増えたということでございまして、受診結果に基づいて対象者には生活習慣病における特定保健指導を行い、健康支援を行っているということでございます。

次に、交際費についてのお問いがございましたが、交際費については令和6年度予算では150万円を計上しているところでございます。これ、参考までに県内8町の交際費予算の平均をちょっと調べましたところ、平均は168万8,000円となっており、永平寺の交際費の予算額は妥当というふうに認識をしております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 徴税费について、でございますが、新年度予算における徴税费につきましては、人件費込みで9,449万3,000円となりますので、一般会計の税収に対しまして割合としては4.5%になるところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 職員管理、大変ご苦労さんと思いますが、長期療養者とか、そういうのが出ると大変いろんな業務にも差し支えると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次、民生費関連についてお伺いをいたします。

町内における福祉施設は十分に活用されたと思われるが、現状はどのような状況なのでしょうか。

そして、福祉の恩恵を受けられない、俗に言う谷間にいる者はいないのでしょうか。調査をされたことがあるのかどうか、その方法等についてお伺いをいたします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、公共施設のうちの福祉施設でございますが、高齢化の進展とか、サービス業者の増に基づきまして、そして公共施設再編計画に基づきまして長寿命化を図っております。

このうち、老人センターの利用者、これはコロナ禍以前には残念ながら戻ってはおりません。翠荘、それから永寿苑の入浴施設、大広間等も十分な活用かというところ、ここには届いていないと認識しております。

3つのデイサービスセンター、これは指定管理の下、介護サービスを提供しております。十分な活用だと考えております。

健康福祉施設、これも指定管理の下運営をしておりますが、コロナ禍の影響を受けました。現在のところは徐々に回復しているということで、十分な活用になくというところがございます。

今後とも適正な管理運営に向け支援をしていきたいと考えております。

もう一つ、福祉の恩恵を受けられないもの、ちょっと谷間にいるものという調査方法ということでございますが、具体的な調査をしたということはありません。

この谷間の考え方ですが、制度の谷間というところで考えますと、以前に難病や慢性疾患を患っている方がその症状とか状態を障がいと捉えられずに障がい者福祉サービスを受けられなかった、こういう時期がありましたけれども、平成25年にこれは解消をしております。ですから、谷間については徐々に整備改正なんかで解消になっているということで、広い意味での社会福祉を受けられない者というのは、私はいないというふうに判断しております。今後につきましては、自助・互助・共助・公助、ここら辺りの考え方が充実するよう、共生社会の実現に向け、支え合いにある福祉の向上というものが推進できるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 民生委員さんをうまく活用していただいて、ぜひとも皆さんが恩恵を受けられるよう政策、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、衛生費関連についてお伺ひいたします。

住民の健康管理の施策はどのような状況なのでしょう。予防接種は対象者全員が受けられているのですか。

そして、塵芥処理の状況について、問題点や苦情の状況はどうか。また、ごみの減量への取組の状況はどうか、お伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 健康管理について申し上げます。予算に絡んでのお話になりますけれども、予防接種事業、健康増進事業、元気長生き健康づくり事業、これはがん検診事業ですね。いずれもこれまで同様の計上としております。

ただ、介護保険のアンケート調査を行いました。ここでは、介護予防事業、これに関心がない人が約4割いらっしゃいます。ここについては非常に危機感を持っている状況です。

今日までの健康づくり事業を展開してきた結果、要介護認定率は20%ということで、残念ながら県下では高い状況にあります。よって、これからは取り組みやすい事業、ちょっと目先を変えた事業というものによって介護予防に取り組むきっかけづくりを提供していきたいと思っております。

もう一つ、予防接種事業ですが、定期接種、A類疾病による定期接種。ここは医療機関にて実施しております。風疹の5期以外は乳幼児向け、小児向けにやっています。ここの接種率については9割以上の接種率になっています。

B類疾病の季節インフルとか高齢者の肺炎球菌については若干低い状況です。

新型コロナの接種ですが、これは3月末を持って終了いたします。初回接種ですね。1回目、2回目あたりは90%を超えておりましたけれども、秋開始接種ということで、現在、XBBワクチンを接種しておりますが、高齢者は高い状況です。ただ、絶対にならずと接種率としては30%ということで、現在は私のところについては思ったほど高くない接種率でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 塵芥処理の状況でございますが、ごみ関係ですが、町民のごみの搬出量、1日1人当たりですけれども、令和3年の730グラムから令和4年は727グラム。今、令和5年につきましては、こちらの見込みでは1人699グラムということで、町民の皆様、高い意識を持っていただいております。ごみの搬出量については1人当たりの量も年々減っているというところで、特に問題点等として町のほうで今意識しているところはないのが現状でございます。

あと、クレームにつきましても、例年多いのがステーション等にごみが残され

る。持っていつてもらえない理由が分からないというクレームが例年多いのですが、今年も春先ちょっと何件かあったのですが、その後、業者に言いまして、なぜその回収できないのかをメモ等を書いて、その残されたごみの袋に貼りつけて、分かりやすくするという対応をさせてもらっています。

そうしましたところ、令和4年はこのごみを持っていつてもらえないというクレームが今10件あったところですが、令和5年度についてはそれが今3件に減っていますので、皆さんそれを見てちゃんと出された方に環境美化推進委員さんを中心に指導していただいているのだなというふうに理解しているところです。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 住民の健康管理、せっかくちょうど個別健診とかいろんなやつをやっているのですね。ですけど、なかなか受診されていないというかね。早期発見、早期治療が医療費を相当抑えるためにも大変重要なことと思います。保健推進員さんですかね、そういうような人を活用して、また保健師さんの活動により、やはり住民の早期発見、早期治療に努めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、農林水産関連についてお伺いいたします。

担い手不足や後継者不足の問題がありますが、現在、どのように捉えられているのでしょうか。また、合併前からの特産品の拡大や継続についての取組の状況はどんなのでしょうか。

規格外生産品の販路やニンニクの加工品であるみそ漬けや焼き肉のたれの復活をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 大変失礼いたしました。今の質問についてお答えいたします。

まず、担い手不足や後継者不足の問題をどう捉えるかということについて、でございますけれども、全国の農業従事者数は現在120万人おられます。20年後にはあと40万人まで減少されることが予想されております。世界の人口急増などにより日本における食料の安全保障の維持が今、今後の大きな問題となっている中、将来にわたる農業従事者の確保と農地の維持発展対策はもっとも重要な課題であると捉えております。現在、人・農地プランというものを策定している地区を対象に行っております地域計画策定業務では、その計画業務はその課題に対応するものでございまして、地域での話合いで新たな担い手の育成や、呼び込

み及び担い手間の連携などもシェアに入れて、重要な財産である農地を維持発展していくための方向性を住民の方主体で検討していただこうと今進めているところでございます。

2点目、合併前からの特産品の拡大や継続についての取組について、でございますけれども、合併前からの特産品につきましては、地域振興作物として県下のほかの市町村に比べましても手厚い作付け支援を継続しておりますし、消費拡大事業や6次産業化への支援も現在行っているところでございます。

作物ごとの合併前からの生産状況につきましては、ニンジン生産者数が減っておりますが、作付面積は年ごとの上限はほぼありますけれども、ほぼ横ばいでございます。

タマネギの生産者数は半減しておりますが、作付面積は倍増しております。

ニンニクも生産者数はほぼ横ばいで、作付面積は1.5倍に増加している状況でございます。

最後ですけれども、規格外生産品の販路やにんにく加工品、みそ漬、焼き肉のたれの復活をということでございますが、現在、規格外生産品を含む町内の農産物の販路としましては、道の駅などの直売所への出荷に対して支援をしております。

それに加えて、新たに学校給食で地産地消を推進するための仕組みも、現在、農林課のほうで検討しているところでございます。

それと、ニンニクの加工品につきましては、現在、福井県JAと県内の民間企業がコスト確認などのために施策に取り組んでおります。商品化が見込めるような場合には、福井県JAが民間企業に業務委託をすることになると聞いております。

原料のニンニクは、現在、毎年、4トン弱程度がJAさんに出荷されて売りますけれども、やっぱり生産者による直売が現在でも主流となっていることから、先ほどのように商品化をされた場合には、福井県JAがどのようにして原料を確保していくかが課題になると考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 農業は今大変重要な問題だと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、商工費関連についてお伺いをいたします。

金融機関に預託、融資している貸付金の利活用の状況はどうなのでしょうか。

また、観光開発振興施策は現状と課題、そして今後の見込み等について、また既存の町内の小売店に対する育成施策はあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 令和5年度で融資実績を申し上げさせていただきます。

まず、件数15件、融資総額6,365万円となっております。使い道、内訳でございますが、設備資金に5件、運転資金が7件、設備と運転の併用が3件という状況でご活用をいただいております。

続きまして、観光開発振興施策でございますけれども、まず現状、課題でございますが、まずは北陸新幹線開業ということが目の前にありまして、その効果を最大限に生かすということでインバウンドを含めた観光誘客を進めるということ。滞在型観光を図り、観光消費額につなげる施策としまして、令和5年度で永平寺観光素材集を作成してまいりました。

今後の見込みといたしましては、この観光素材集のデータを活用した情報発信の強化に向けた事業、こちらのほうは「ZENTABI」サイト、ホームページの改修や町民の方へこの素材集を配布する事業、チラシを作成して行っていく。

また、町内周遊を目的としたデジタル観光マップの整備なども行っていく予定をしております。

また、多言語化ということで、門前地区におきます観光看板の整備をはじめ、あと新規事業といたしましては地元酒蔵を巡るシャトルバスを運行する町内周遊する事業を予算計上しているところでございます。

続いて、既存の小売店に対する育成支援でございますけれども、育成というより発展的な支援事業といたしましては、永平寺町のチャレンジ企業支援事業補助金といたしまして新商品の開発への支援補助であったり、稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金であったり、こちらにつきましては店舗の体験メニュー開発、観光施設の磨き上げというところで使っているところでございまして、引き続き支援を行っていきます。

また、小売店単体ではなかなか難しい県外への販路拡大やECサイトで販売の応援としましては、永平寺町ブランド「SHOJIN」の認定を受けていただけるような推進も引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 次に、土木費関連についてお伺いをいたします。

町道の新設、改修改良は計画的に、そして公平に進められているのでしょうか。

現状はどのような状況ですか。

また、地元業者に対する育成策はあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 建設課の工事発注につきましては、ほとんどが区長要望をはじめとした地元からの要望を基に発注を行っております。ただ、毎年、300件前後の要望がありますが、要望箇所全ての現地を確認した後に、課内ヒアリングなどを行いまして、1件ごとに施工の有無を判断し、年次計画を立て、発注を行っているところであります。

施工に当たりましては、地域間であるとか地区間における偏りとか、また道路の傷み具合などあらゆる観点から公明正大な発注を行っているところであります。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） では、地元業者育成について、私から答弁させていただきます。

まず、入札に関して申し上げますと、指名競争入札においては町内業者で施工可能な工事は町内業者に限定して指名をしています。一般競争入札についても、町内に本社を有することを条件とするなど、町内業者を優先した業者選定となっております。

また、物品や業務につきましても、町内業者を優先的に選定し、随意契約についても地元業者で対応できる案件については偏ることがないように、公平に見積もりを徴収するよう各課を指導しています。

その結果、随意契約につきましては、令和4年度と5年度時点、今現在ですけれども比較しますと、令和4年度が町内業者発注率77%。これに対しまして、令和5年度は今現在、82.5%まで上がっているような状況です。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 町道の改良です。本当にどう言ったらいいですかね。計画的に。本当に傷みが激しい道路がいっぱいあります。だから、地元要望も大切だと思いますが、やはり公平に、それから危険な箇所は早急にというようなことで、

前に1日間で自転車にのって職員さんがみんな見て回ったと。そういう資料を基に計画的に進めていただきたいと思っております。

次に、教育関連についてお伺いいたします。

学校の需用費の不足等により、PTAに負担をさせないような予算計上はされているのかどうかです。

それから、生涯教育、社会教育に対する町としての取組の状況はどうか。各種の体育施設の利用状況はどうかをお伺いいたします。

各学校の予算に関しては、学校教育課が毎年学校ごとに授業内容、要望事項と必要性などをヒアリングしております。適正な予算を計上しています。

また、学校に確認しましたが、これまで予算不足によってPTAに負担がかかっているということはございませんでした。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） それではまず、生涯教育、社会教育に対する取組状況はということにお答えいたします。

社会教育関連予算で新たなものとしまして、志比南拠点施設建設のための実施設計や脱炭素化、省エネ化の取組としまして、you meパークナイター照明のLED化工事や、町立図書館、緑の村ふれあいセンターの空調設備更新の実施設計がございます。

予算では見えませんが、ソフト事業として今年度進捗が思わしくなかった若者や新たな世代間交流に関する取組を地域に密着した公民館と連携して行う計画をしております。

続きまして、体育施設の利用状況はについてお答えいたします。

こちら実績ですが、どの施設もコロナ禍前の利用状況に戻ってきております。

また、今年度、人工芝に替えましたニンキー体育館につきましては、張り替えた10月以降、ゲートボールやグラウンドゴルフでの利用が増え、5か月間で既にニンキー体育館としてオープンした平成30年以降、最も多い利用者に使用していただいております。特にゲートボール愛好家は、休日を除き毎日利用されております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 本当にニンキー体育館、人工芝にされて利用者が喜んでお

ります。ありがとうございます。

次に、まとめて出しまして、国や県、そして町の各種施策を、支援等受けたいが、所得制限により恩恵を受けられないものがあります。国や県の基準や制度にこだわらず、町の特別施策として所得制限の撤廃ができないものか、ご検討をお願いいたします。

これ要望でございます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長でよろしいですか。

○10番（齋藤則男君） はい、いいです。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 今現在でも給食無償化など所得に関係なく特別に支援しているといった事業もございますけれども、基本的に所得制限というものは本当に困っている人を救うためというふうに考えております。

もし制限を撤廃してしまった結果、先ほどもありましたけど、財源がなくて財政が圧迫されて、かえって本当に困っている人に支援が行き届かないということも考えられますので、そういう意味では所得制限もある面では必要だというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） これ、所得制限というのは所帯を単位とした、その所帯の中の誰かが一人でも住民税の均等割以上かかっていると、もうその所帯のこの単位でされているところが幾つかありますね。

高齢者の給付金みたいなのがよく似た形態で、一方もあたらぬというのですか、そういうようなことを、私は恩恵を受けられないというようなこと聞いております。

単位というのか、その捉え方ですね。確かに所得は分かるのですが、どう言ったらいいかな、ちょっと分かりにくいのですが、難しいのですが、本当に恩恵、所帯を単位とするために制度を受けられないというのもありますので、そういう事を一度調査されまして、実態がちょっと。

数は少ないと思います、恐らく。だから、そんなに財政的に圧迫をするようなことでないのですが、確かに所得制限、今、財政課長おっしゃるとおり、公平化という不公平なところもあるように思われますので、まだそういうようなところを一遍考えてみていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

次に、これ合わせて見ますと、永平寺町へ来るといろんな制度が受けられると

いう、そういうキャッチフレーズもあると、また移住・定住が増えるかなという  
ようなこともありますので、一遍中身を細かく検討させてみるといかがかなと思  
います。提案させていただきます。

次に、ちょっと予算とはかけ離れるのですが、通告してありますのでお尋ねい  
たします。

町内に道路信号機が3月に撤去されるということです。町に対して事前に相談  
等があったのか。あったのなら町としてはどのように対応されたのかお伺いしま  
す。ある場合となくなった場合を考えてみてください。

今知っているのでは、栃原地区に1か所と上志比地区に1か所の信号機がなく  
なる。町の近くの高齢者の方が非常に不安がっておられましたので、お伺いをい  
たします。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） この件に関しましては、両方、2か所とも事前相談  
はありませんでした。町内の信号を管理しています福井警察署は、地元の区長さ  
んに事前に協議を行いまして、そこで承諾をもらっていると聞いております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 今までであったのがなくなると高齢者が非常に不安がって、  
ちょっとなぜかなという理由をお聞きしましたら、押しボタンの押している回数  
が少ないから、押しボタン式ですけどという答えが返ってきました。

単なる押しボタン、横断歩道もあるんですけど、信号があるのとないのとで非  
常にいつもふだん通る方があると思うのと、それから車で通行されるのも信号が  
あるのとないのとではスピードの出し方もちょっと私は変わるのではないかと思  
います。

事故がなければいいなと思って心配しているんですけど、車の台数も少なくな  
ったので多分大丈夫やろうなと思いますけど。栃原のあそこらでも鮎街道、非常  
にスピードを出される方もおりますし、上志比地区の場合はちょうど駅前の交差  
点ですね。ほんで、朝晩の通学通勤さんにはちょっとこたえるのではないかなとい  
う気はしますので、もう決まったことはやむを得ないですけど、事前に相談があ  
ったのならば町としてどのように対応されたのかなと。

新たにこれからつけようってなると、本当にもうこれ、恐らく不可能ぐらいに  
近いと思います。ですけど、取ってしまえばほんで終わりですけど、非常に心配

はしておるので、相談があったのかなと思ってお伺いをさせていただきました。

次に、質問の最後をお願いいたします。

予算の査定において所管からの要望による積上げ予算であるとは思われます。

査定の中において削減された予算、また増額、追加された予算は何件ぐらいあったのかをお尋ねをいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 節ごとに申しますと、削減が426、増額が161、追加で計上されたのが49件でございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） これで質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時54分 休憩）

---

（午後 3時05分 再開）

○議長（中村勘太郎君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

次に、11番、上田君の質問を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思います。今回は3つ用意させていただきました。

まず1つ目は、町の第9期の高齢者福祉計画、そして介護保険の事業計画が出ました。それについて健康寿命の延伸というプランが重点目標ということで上げています。それについて一つお願いしたいと思います。

2つ目、これは特定健診、ワクチン接種、がん検診、いろいろ町民の健康を守るために町が行っているわけですが、なかなか私も含めてですが、その中でちょっと新聞記事もあったのですが、歯と目とそれから日本脳炎のワクチンのことについて報道がなされていました。ちょうどいい機会なので、今回の一般質問に上げさせていただきました。

3つ目、これは図書館。上志比館、松岡館、永平寺館あるのですが、たまたま上志比館に久しぶりというのですか行きました。そこでちょっと気がついたこと、またいろいろ話したことから、例えば永平寺館、松岡館についてまた皆さんと一緒にご相談と思って上げさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと

思います。

それでは、まず1つ目です。

健康長寿の延伸プラン、これは国が数年前から、五、六年前ぐらいからですかね、大きく取り上げてやっていました。今回の町の9期の計画は、令和6年から始まって8年までの3か年間。9期の高齢者福祉計画、介護保険、事業計画ということです。

それに、今回新たにその中の進める施策の中に重点目標ということで「健康寿命の延伸」というそのスローガンが上がりました。今まで8期までそういう重点目標というのはなかったわけですが、そういうものができまして、例えば町民に対してですけど、目標が明確に見える化というのですか、何を狙って、何をするのか。そして、どう行動したらいいのかというものを重点目標として示されたことです。

たまたま昨年、当初予算でこの9期の予算が出ていました。私は、そのちょうど一般質問はそのときさせてもらったときに、健康寿命延伸プランというのが国にあるよって。それは町のいろんな意味で今後とも必要でないかと。だから、ちょうど9期があるのでそれも含めて、そういうものを当町の目標、仕組みづくり、取組のスローガンとしてはどうでしょうかというふうに上げさせた覚えがあります。

そのときには例として、例えば元気づくりは地域づくりだよとか、健康と長寿はその地域づくりになるよ。それから、健康づくりは財政を救うものだと。フレイル予防で健康長寿のまちづくりをやろう。そういうような形の明確なフレーズというのですか、キャッチコピーをというふうなことを上げさせていただきました。

それで、その健康寿命にはどうしたらいいかということをいろんな資料の中にもありましたので、それを一般質問にさせていただきました。

本町も全国と同様に、超高齢化社会。これは皆さんご存じのように団塊の世代が後期高齢者となる2050年というものを上げて、そういったことからそういうものが長期高齢化社会になるというふうに言っています。

それから、平成12年から高齢者の支援ということで介護保険制度が始まりました。これで二十三、四年、25年はたっていないと思いますが、たっています。高齢者のそういうふうな方が増えるということで、年々認知症、それから老老世帯、それから独居老の世帯などが増加してくる。そういうまたそれプラス、社会

状況の変化、いろんな変化があるのは経済的なものもあるし、いろんな形も価値観もありますが、その変化。そして、コロナ禍、そして今まさしく能登で起きた震災ですが、大規模災害、それは地震だけでなく豪雨もありましたが、そういうのがある。そういうような形で取り巻く社会は複雑多岐な諸問題があふれているというのですか、身近に来ています。そこで、そういうことからやるべき必要な課題も見えてきたというふうに思っています。

いろんな形で言われているのですが、今後は今まで以上に求められるものは地域社会、生活の中で高齢者だけでなく、全ての世代の人々が地域の中で、住みなれたそのところ、場所であるとか家、地元、家庭であるとかそういうものを含めてですけど、それぞれ支え合い、自分らしく生活ができる地域社会を必要だと。地域共生社会の実現を目指そうということで地域包括支援の考えであるとか、やはり町長もよく言っていますし、前から言われていますように、自助・公助、そういうもの、私たちでできるものは私たちでできるもの、それから協力できるものは協力できるもの、そして行政と一体となってそういうふうな社会をつくらないかんというのが今後求められる社会ということで言われてきています。私もいろんな前からも大分前からそういうようなことを言わせていただいているというふうに思っています。

それで、9期の計画では、そういう状況の中から、それとアンケート調査も行っているわけですが、その中からその生活の状況や介護の実態、そういう当人の意識であるとか実感であるとか、そういうものについてその計画書がまとめられた以上に、この前の全協も含めて課長のほうからご説明がありました。

その中で課題を6つに示されて今回のスローガンまで来たわけですが、そこでお聞きしたいと思います。

それをできたところについてちょっとお聞きしたいということで、高齢者のいろんな実数、生活形態、そういうものの数値的なものを分かりましたらお知らせいただければというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） では、65歳以上の高齢者の数、直近のデータで申し上げます。5,714人。高齢化率では31.8%になります。要介護認定者1,182人、認定率では20.7%。ただし、高齢者の70%、約4,000人の方は介護サービスに頼らずに生活しているということ。1,100人の方が介護サービスを利用して生活をしておられる。こういった状況は第9期計画期間

中も継続するという事で推定をしております。

ただし、9期末、ここでの高齢化率は32.8%になると。約1ポイント上昇するという事です。元気な方は元気に生活しておられるというところで、そういった点にも目を向けるべきだなということは今思っております。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

後でもちょっと出てくるかもしれませんが、今ほど課長のほうからも元気な高齢者がいるということ。ここに出てきたのを、中に出てきたのが、まだまだ元気ですよと言っているのが8割いらっしゃるというふうに載っていました。しかし、いろんなそういう中でも介護予防とか、そういうものをやってないよという人が4割もいるということ。

それから、後でもちょっとその後のも聞きたかったのですが、要介護、低いレベル、低いランクの方が伸びていると。多くなっていると。ほんで、高いレベルの方は高齢者の方が少ないというのもあるのですが、横ばいかちょっとそれぐらいということで、やはりそういう実態の中から今何が必要かということは、先ほどの中から今言う「健康寿命の延伸」というのが大きくスローガンが上がってきたと思うのですが、やはり年々高齢者の増加、それから先ほど言いました独居老人の数、これもちょっと課長言われましたのですが、結構増えているわけですね。そういうふうな形。そういう中から、今何が必要かということで今回の給付金の目標が出ていたというように思っています。

細かくもっとあれですが、その中でやはり介護予防であるとか重度化防止、それから認知症がやはり人数的に多いということもあって、そういうものも加味しようということで、ちょっとご説明いただいたことがありましたが、この前いただいた中のように、見ると、そういうふうな実態が実数として表れているということでもあります。

では続いて、そのときに一緒に意識調査をしました。その意識調査の実態であるとか、その方々の実感というのですか、そういうものがあつたらご紹介いただければというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 高齢化に伴う意識というので、議員おっしゃるとおり、アンケート調査をさせていただきました。認定を受けていない方へのニーズ調査、それと認定を受けている方への在宅介護実態調査という調査でございます。

ニーズ調査、受けてない方への調査では、おっしゃるとおり介護予防に関心がない方が4割を超えている。一生懸命回答していただいた意識の高い方でも4割を超えているということで推定しております。

それから、介護保険サービスの利用方法や手続が分からない方が多い。これが鮮明になってきます。介護保険スタートして25年ほどたつわけですがけれども、やはり該当しないと関心を持たないということで、介護予防の必要性、利用の手続、この案内はもっとしっかり繰り返し啓発していく必要があるということで思っております。

介護サービスの利用がある実態調査では、介護に関わるお子さんの割合が減少し、配偶者の割合が増加したということ。老老介護の割合が高まったということです。

コロナ禍を経まして外出控えにより社会とのつながりが減少している人が増加している。そういうことを に、在宅費用の推進には医療と介護の連携強化が引き続き必要なこと、これを改めて把握したということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど説明がありました。ニーズ調査、要は今、介護いうものを行っている、その当事者とそうでないということで、先ほどありましたように、やはり皆さんがそういうものを認識してない。たしかあそこになったのは知っているというのはほんの10%未満で、聞いたことはあるがあまり知らないという方、そういうものを合わせてもやはり知らないということを見ると物すごくそれがある。だから、たしかその後の中には認識してもらおうということでいろんなPRもその啓蒙、今ほど課長が言いました啓蒙が必要であるということが載っていました。

それから、先ほど言った利用のところでは、ある面では利用をしたいとかなった、そういうようなところ。後ここでもうちょっとご紹介いただけなかったので再度お聞きしたいのですが、その中で、例えばいろんなニーズ調査の中での不安のことであるとか、それからどういうものに今一番関心があるとか、それから当事者のところではこういうものが困っているとか、そういうものをニーズ調査しています。それについてもご説明いただければ助かります。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、不安に思っているということではやはり認知症に対する不安。認知症の方を世話する。認知症になったらどうしようというこ

とが一番大きいと思います。

平成26年から町では認知症検診に取り組んでおります。最初の頃、チェックリストをお配りした際には、私にこんなものを送ってきてということで大変お叱りの電話もいただきましたけれども、認知症という症状なり対応がかなり深まってきたということで、現在もチェックリストをお送りしておりますけれども、お叱りの電話というのはいただかなくなった。これについては大分浸透してきたかなということを思っています。

ただ、ギャップとして介護サービスに対する利用の手續、それからどういうふうに介護が必要になった、家族がなった、自分がなったというときにどうすればいいかということまではやはり我がこととして捉えられていない。その点が不足しているなということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど今の説明をいただきました。やはりそのまだ元気な高齢者の方はいらっしゃるのですが、先ほど言いましたように、そういうものをあまり意識してないというので、課長も説明ありましたように、そういうようなことになっています。

しかしながら、やはりその不安というものはありますよというふうにこの数値の中に出ています。それから、全体のリスクというのがありますかと言ったら、42.6%がリスク持っていますよって。リスクなしが50%いるのですが、80歳超えるとやっぱりそれがどんと増えてくるよというような形。

それから、先ほど言いましたように、そういうものが窓口は知っていますか知っていませんかとか、そういうものに聞いています。

それから、どういうようなことが一番気になりますか。今ご説明ありましたように、当事者とすれば認知症。それから多いのは、あと目とか耳とか、そういう自分が一番感覚的に思われるものが多い。それから、糖尿病であるとか。それから、例えば転倒も含めてちょっと載っていたかと思います。そういうものが出ていますよ。

それから、実際の実感として出ているのは、やはり認知症への対応。要は当事者がそういうふうな項はぐんと伸びています。その次が、要は排泄のところですね。ここに載っているのは数字だけですが。夜の排泄であるとか、昼のときの排泄の問題について、それから入浴であるとか、そういうものに対しての実態の中では必要ですよということから、先ほどちょっとご説明あったと思いますが、き

め細かなそういうものはきちっと継続していく、そのニーズに合わせた対応が必要ですよというふうなところが出ているかと思えます。

そのときに、いろんな形でその介護者の方もどうかという、家の方の不安な方も大体それとよく似た現象が出ています。そういう中から、今後どういうふうにしたらいいかということで今載っていましたが、その中から出てきたものですが、その問いの今言う1番と2番のところ、実態調査の中から見えてくるものは何か。また、それに対する課題は何かというものを、ある面ではその計画にのっておりますが、それについてご説明いただければ助かります。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ざっくりとお答えいたします。

介護サービスでは利用者の増加というのはまず間違いない。特に年齢構成から見ても重度化した方の増加が懸念されます。これに伴いまして、介護保険料の高騰、これも確実視される。

そして、一番のネックは、やっぱり介護サービスを支える従事者の方、こちらの不足も懸念されるということで、今回新しく事業を提案させていただきますけれども、従事者を確保していく、外国人の方をいかに引き止めるか、その辺りも課題であるということで認識しております。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

今ほどいただいた方に見えてくるものということで、先ほど言った重度化であるとか、利用者が増えていますよと。それから、いろんなサービス量を使っているのが増えてきていますよ。それに伴う、先ほどもちょっとありましたが、介護する側のほうも大変ですよということで、一応課題ということで6目上がっています。これについても若干ちょっと触れていただければ助かるなと思ったのですが、ちょっと私のほうから触れさせてもらいます。

こういう中から見えてくるもので、やはり住民の健康づくりであるとか介護予防、特に今、先ほどご説明ありましたその不安に思っている、またはそういうことに対して取り扱ってないということも含めて、介護を受けている方については重度化の防止である。それから、まだ元気な人についてはまたそのフレイルは虚弱化になるのを少しでも遅らせる。それがあつた面では先ほどスローガンにも私言いましたが、そういうものが町の財政も支え、町民の健康づくりにもなってくるよう、そういうような形のキャッチフレーズが出ている、そういう形になってい

ます。

その中には、先ほども言いましたように、ちょっと出ていました。介護を受ける側も含めて、先ほど言ったサービスを継続するために、例えば施設であるとか医療であるとか介護のところは関係プレーを取りますよというのは重大さもここに出ています。

それから、社会参加。要は、さっきフレイルのところでありましたが、後でもちょっと質問にしていきたいと思うのですが。フレイル、要は健康寿命するためにはそのフレイルには予防はどうしたらいいかというものをやっぱり考えていかないかん。そういう意味で、先ほど言いましたように、まだまだ元気が8割いらっしやるのですが、下手もすると全然そういうことを意識せずにそれに取組んでない人が半分もいると。早く言いますとね。だから、そこを何とかしないと今後の今言う医療、その老人福祉、それから介護問題、それから国保の問題も含めて自由に財政難も含めて出てくるよということで、そういうことが出てくる。その中で、一番そのスローガンとして「健康寿命の延伸」というのを今回明確に上げさせていただいているかです。

その中、また先ほど言いましたように、介護を受けている高齢者の人は適切なその条件、まず状況に合わせたサービスをやる。それから、在宅でそういうものをどうしていくか。当町は今言う町立の医者で、訪問看護も含めてそういうことを充実してきました。まずそういうものを含めて、またそれが医療と介護と施設も——施設はちょっとあれですが、その在宅の中でどういう関係プレーを取るかというのが今後に出てくる。それがあある面では、先ほど出てきました共生社会をいかにつくっていくか。また、地域包括支援センターを含めてそういうものを地域の中でみんなが意識できるようなことをやっていかなければならない。

先ほど最初冒頭に出ましたが、それを知らない方が多くて、それを課長もそういうものを啓蒙していくということがあります。それを含めて、その啓蒙の仕方の中のキャッチフレーズが今回は「健康寿命の延伸」ですよ。ただ、それを要は元気なお年寄りも含めて介護する。今60%ぐらいかな、高齢者のいる家庭というのは、永平寺町で。それぐらい、半数以上の60%近くが高齢者抱えているわけですから、そういう子どもさんも含めて世帯の中でそういうものを考えていかなん。

住み慣れた地域で、自分らしい暮らし、安心して生活し続ける。まず、先ほど何回も言っていますが、地域包括ケアシステムの構築。前回は進化と言っています。

したけど。それとか、共生社会の実現に向けて頑張るということであります。

次の4番目ですが、そこで一応ここには6つの課題を上げています。それについての対策というのはどのようにしようというふうに、ちょっとは載っていますので、ご説明いただければ助かります。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 対策としてこちらのほうでお答えできるとすると、超高齢社会での現状、それからこれから変化すること。必要な心構え、これについて引き続き周知啓発を図るということが大変重要だなということです。

先ほども申し上げましたけれども、介護予防に無関心な人が4割を超えている。元気な方は多いですけども、いつ要介護状態になるかは誰にも分からない。常に健康に気をつけていても要介護状態になる方もいらっしゃいます。ですから、それに乗っからずに、高齢者自身が積極的にフレイル対策に取り組んでもらうということが今回はこれからの時期は非常に大切になってくる。危機感を持って取り組めるような動機づけ、きっかけづくりを推進していく必要があるということです。

それと、生活支援体制整備、支え合いのまちづくりということになりますが、これの推進により住民参加の活動が非常に重要になってくる。高齢者の社会参加により活動自身が介護予防につながってくる。

もう一つは、特許なり、老老世帯なりの居場所づくりに協力してくれる方々、こちらを募って場所づくりを推進していくというようなことが重要になってくると思います。介護予防、それから健康づくりに気をつける。居場所づくりにも気をつける。支え合いのまちづくり、お互いさまということで意識づけをしてまちづくりにも取り組んでいく、こういったことが十分になってくるということだと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 認知症のことも聞こうと思ったのですが、ちょっと時間もないのではしよります。

6番目につくりました。先ほど言った「健康寿命の延伸」に向けた対策というのは、今ほど若干ご説明いただいたのでざっくり出てくると思うのですが、その「健康寿命の延伸」、スローガンで上げました。それが的確に今度は住民のほうにPRというのか、広報できるようなことをどうしようというふうな計画があれば、向けた対策というものがあつたらご説明いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 健康自立支援という観点から申し上げます。介護と介護予防、それから高齢者の保健事業、これの一体的実施というのは兼ねてから取り組んでいるところです。要介護状態とならないようにする。これを推奨するという。そうすると、来年、2025年を迎えます。75歳という節目を迎える年代への勧奨ですね。こういった機会を提供して、高齢期の人生の過ごし方、それと健康への気配り、ここを啓発していくということが大事だなと。

健康寿命の延伸という形で重点目標ということをつかりやすく掲げさせていただきましたけれども、やはり我々の危機感と思って捉えていただければうれしかと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） もう時間もないのであれですが。

やはり延伸のための今ほどちょっと説明いただきました。そこで、やはりもっと明確にそこら辺りをやっている。例えばフレイル予防、要は健康寿命を延ばすには病気の予防、それから老化を遅らせる、それから運動機能を訓練する、それが大きな3つですよって上げているのです。だから、やっぱりそれを明確に今度は行政として上げる。それをどうしたらいいのかといたら、まずフレイル対策をしましょう。フレイル対策は何かといたら、栄養と運動と社会参加と言っているわけですね。やはりその3つを上げて、それをスローガンに上げたわけですから、それをやっぱりぱんぱんと的確に言っていただいてやる。

例えば栄養だったら食の問題、それは先ほどいい健康のあれがありますし、経口、口の歯であるとか、そういうものをやる。それから、社会参加というのは、サロンであるとか、例えばいろんな自治会出るとか、今言う高齢者のいろんなことをやるとか、そういうものをやっぱり明確にある面で上げる。

だから、一つの事例として挙げる。そうしてから、後期高齢者の方々との今の団体がありますから、そこらと一緒にやっていく。そして、ある面では先ほど健康チェック行きました。それと同じような健康づくりシステムというものをやはり町でちょっとつくっていく。

例えば楽しむ場はこれですよ。それから、出かける場、サロンとかそれはこれですよ。それから、例えばリーダー要請はこうですよ。先ほど言った元気づくりシステムというのを一つの町がある程度見えるものにして。最初飛びやすいのは、そういう楽しみの遊びに行っているとかで、やっぱりゲートボール。それは遊び

のコース、それから今言うサロンとか、そういう出向く社会参加のやつ。それから、今度は自分がその一つのセンターというのは、リーダーになりましょう。そういうようなことをやっていく。

それを今までやっている、ポイントであるとか、先ほどはぴコインがありましたけど、それに参加したらポイントをちょっと上げて、それでポイントがちょっとたまって、それで例えば福祉用具であるとかそれが買えるとか。そういう一連の流れの動きをすることによって、先ほど言ったような運動体としてできると思いますので、その「延伸」というキャッチフレーズ、スローガンが生きると思いますので、ぜひそこら辺りを考えていただけると。何かありましたら。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 9期計画の答申をいただいた中で、今回初めて議論の中で人手不足が大きな課題になったそうです。今まではそういった人手不足、どちらかというサービスを受ける方をどうするかという中で、今回はそのサービスが維持できるかというところが大きな課題になって、これは恐らく今回だけでなしに、これからずっと続く話になると思います。

先ほどちょっと人口の話もしましたが、75万人、これ実は国の推計より12年早い少子化の流れだそうです。この中で、じゃどういうふうにこれからのこのサービスを維持していくか。おっしゃるとおり、健康寿命をいかに延ばして、本当に充実した生活を送ってもらうか。それと、いざというときに、じゃそこを見てくれる、例えば外国人研修生とか、国がしっかり移民を受け入れるかとか、そういうことをしっかり受け入れていく体制も取っていかなければならない。

また、そういったのが可能か。できないのであれば取捨選択。本当にこのサービスだけを特化して受けられるようだし、そういった中で永平寺町の在宅訪問診療所は有効に働く。

そういったいろいろな中で、やっぱりこの少子・高齢化、介護だけではありませんが。ほかの業種にも大きくやっぱり影響してくると思います。私たちは議員さんも私たちもここにいる皆さんは少子化の影響というのを誰よりも早く感じていると思います。今度はそのサービスを受ける人、町民の皆さんがその少子化を感じたときには既に遅いときがあるかもしれません。ですから、これから私たちは、今回、予算のテーマも持続可能な住みよい町ということでしっかりとその現状を受け入れて、どういうふうにこのまちづくりを進めていくかということが大事な中で、今回、この福祉の部門でやっぱり健康長寿で健康でいていただいて、

またいろんな調整とかに参画もしていただいて、まちづくりも助けていただく。こいった取組が必要だと思いますので、いろんな視点でそういった啓発とか、こいったことはしっかりと進めていきたいと思います。

また、まちづくりに参画していただくのも健康づくりの一つになったりしますので、今いろいろな活動を通じて先輩方にそういう活動の場を、活躍の場をつかっていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

やはり明確にぱんぱんと、そういうものはぜひつくっていただいて、それを打ち出せば進むのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ続いて、2問目です。

健康づくりのところですが、永平寺町は住民の生活向上に向けて町の総合計画、振興計画を持って、多々いろんな計画があります。それはあるのですが、特に今行政と住民でまちづくりを進めています、特に住民との健康、医療、介護の充実に向けた策定が作成されています。先ほどの9期もそうですが。その中によく出てくるのは、俗に言う特定健診ですね。それから、がん検診。それから、ワクチン接種。そういうものがある面ではそれ出ています。

そこでちょっと中でも出ていますが、特定健診の受診率は40%、後期高齢者、75歳以上の方は20%、がん検診は大体肺がん検診の約30%らしいです。それから、大腸がんは35%。女性のがんの検診は45%という受診率になっています。

また、ワクチン接種においては、幼児期は当然お母さん方みんなあれですから幼児の定例的なワクチンの接種、そういうものは、後でもちょっと一つ出てきますが、それであるとか、それからその次の高齢者になってもあれですが、インフルエンザの予防接種であるとか、それから肺炎球菌ワクチンであるとか、子宮頸がんのワクチンであるとか、風疹、これもあれですが、接種されていますが、そういうものの問題。それから、人間ドックであるとか、そういうもののいろんな資源、そういうものを啓発。そして、そういうものを進めています。

そこで、今回、たまたま先ほど言いましたように特定健診なんて私もすぐ忘れていました。忘れたというのはあんまりですが、口の歯の健康であるとか、歯周病の健康、それから目の検診、そういうものが割とおろそかになっているとか、そういうようなことが報道されていましたし。私もあまりしてないなということ

で、今回ちょっとそこの3つだけ取り上げさせていただきました。

全身の健康のバロメーター、歯の健診では乳幼児期、それから小中学校、それから定期的に今そういうものは実施され、成人になるとなかなかそれがやってないというふうに私も思っています。

全身の健康のバロメーターに影響する、例えば歯であるとか、口腔の健康であるとか、そういうものも今後の先ほど言ったフレイル、高齢者になってからの大きなものにかかってくると思います。

そこで現行の歯科健診、そういう状況をお聞きしたいと思います。

まず、先ほど言いましたように、母子健康法に基づいた乳幼児期の歯の健診、例えば生まれて3か月、歯が生える頃ですから、いつ頃やね。半年かもうちょっとしてから。それから、1.5歳か3歳とかって定期的にあります。それから学校、これは定期的にもう校医さんが見えて、そういう方でやっています。

それから、健康増進法に基づいた歯周病の健診というのも本当は40歳から70歳に10歳刻みにあるということらしいのですが、そこら辺りのことについて町の今の現況をいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 歯に関する健診は、議員おっしゃるとおり、乳幼児期と学齢期、母子保健法と学校保健法に基づく健診、これは行われております。ただ、健康増進法に基づく歯周疾患検診、これは40から10歳刻みで70歳までです。しかし、近年、若い世代にも歯周疾患の増加が見られるということで、来月4月から20歳と30歳を追加するという方針が出ております。今後とも歯周疾患の危険性、セルフケアの重要性というのはPRしていく必要があるなというところを考えております。

なお、現状の健診ですけれども、各医療保険者、後期高齢、広域連合、特定年齢の方に受診券が送付されているということで、医療保険者に大きく頼っている状況にあります。現状の健診としては医療保険者のほうに力点が置かれているというところ。

ただし、福井県と県歯科医師会の協働によりまして歯周病の危険性を周知するパンフレット、これが先月県下に配布されました。特に妊産婦の無料歯科健診をPRして配られております。

本町の状況では、歯の健康保持は推進しております。集団健診の場で歯科衛生士による歯科相談は行っております。5年度実績で576人ということで、今後

も受診が必要な方、それから定期的な受診をしていない方、こちらには受診勧奨していくということで考えております。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） そこでちょっと確認したかったのは、今ほど言いましたように、特定健診行くと相談は受けますね。しかし、そんならそこで口を開けてとかいう形でないですね、現実的には。相談でどうですか、気になりますか、そうやねとか、そんな感じなのね。

要は75歳以上のそういう。今ほどちょっとご説明ありましたように、要は保険者、うちやったら国保なら町やね。町が保険者になっている。保険者にそれ委ねられているわけですよ。

そうすると、たとえば一応健康増進法で歯周病健診は40歳から70歳、10歳ごとです。来年は20歳、30歳にもそれ適用。ある意味、国は補助しますよとなっているのですが、相談も大事ですが、若干なりともそこら辺りは支援をして、それを定期的に診る。それは、ある面では町が指定された歯医者さんに行って診てもらおうというものもあるのですが、何かそこら辺りのシステムというのですか、そういうものが必要やと思いますね。なかなか自分であそこ行きたいで。よっぽど歯が痛いとか、歯茎から血が出ている。治らんという場合は相談すりゃ、それじゃ行っていきなさいねと言われるけど。そうじゃなくて、やっぱり何かそこら辺りのシステムをつくるべきじゃないかというふうに思っています。

独自にやっているところがありまして、ちょっと何か町までは確認できませんでしたが、20歳、30歳から始めて5年ごとにやっているというところもあれば、そういうふうになっています。

それから、地域保健健康増進事業報告、国のほうですが、これは約80%があって指定した歯科医療に対してそれやっているよ。永平寺町もやっていますよってしているから80%になるのだろーと思いますけど、そこら辺りが何か見えてない。

ただ相談やっていますよというだけなので、やはりそこら辺りはもうちょっとそうすることによって、先ほどみたい意識的になるというのを本当は今先ほどPR、先ほど言った「健康長寿の延伸」をやるのであれば、なおさらそれをやっていただきたいと思いますね。ぜひご検討いただきたいと思います。

それからもう一つ、目の検査というのがそうです。例えば視力検査するわけですが、視力検査はできないよと。要は眼圧検査というやつをやってくださいよ

て。それも早期にすれば大分結構それ辺りは失明を妨げられるし、高齢者には多い、たしか議員さんもなったかと思いますが、黄斑変性、あれなんかも眼圧ですぐ分かるわけですから、そこらもすぐかはどうか知らないけど、若干なり。そういうものも検討したらどうかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 眼底検査の充実というのは特定健診の項目に生まれております。ただし、全ての対象者が受診しなければならない基本的な項目というのと、医師の判断により受診しなければならない健診項目が。眼底検査については、詳細な医師の判断に基づく健診項目に該当するということです。

確かに眼底検査すれば血管の状況が分かって、糖尿病の状況、高血圧の状況、この辺りの変化も推定できるということを言われております。生活習慣病の発見に非常に有効だということでございますので、いろんな機会を実施していく必要はあろうかと思えますけれども、医師の判断が伴うという必要があるということ。

もう一つ、町の集団健診では、先ほども課題だということを言われておりましたけれども、国保の加入者と後期高齢者の方に実施している。あとは医療保険者のほうで委ねているということになろうかと思えます。

引き続き先ほどの歯科健診と併せて町全体でもPRして、健診の必要さをPRしていくということで努めていきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 私も会社員にいた自分は、健診すると必ず眼底検査であるとかいろんなことをやりました。特定健診やとまたちょっともっと軽いのかなと思って、もうちょっとそこら辺りも含めて頑張っていければと思います。

次です。今度は日本脳炎というのがあるそうです。日本脳炎の接種ですが、私もこんなもん全部していると思っていたのですが、たまたま2021年にはその日本脳炎のワクチンの供給不足がありました。200万人分が不足しています。該当者は今年の4月に入学の1年生、それから今年の6年生になる方がその対象者になっているということです。

その方は受けられなかった可能性が多々あるということで、当町はどうか。そういうものを調べたのか。調べた結果、どうか。調べてないのならどうするのか。それを含めて現状をお知らせください。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ワクチンの供給不足による接種漏れというのが懸念

される報道が出ました。本町の状況を調べました。対象期間中に9割以上が接種済みでございまして、国の平均、県の平均を上回っているということを確認しております。

ただ、9割ですから、今後も未接種者の方への接種勧奨については継続していきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

9割以上ということで非常に安心いたしました。ぜひとも、もしもこれが低かったらしてほしいというふうに要望したかったのですが、あるということです。

では、ぜひとも未接種の方には勧奨をお願いして、少なくともそういうものをなくすということをぜひお願いしたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

では、3つ目に行きます。

3つ目、これは図書館の施設設備の充実で、利用向上ということで上げさせていただきました。

当町にはご存じのように、旧市町のときからそれぞれ図書館が設けられています。調味に対して娯楽であるとか趣味であるとか、教養または専門的なそういうような知識、そういうものの知識蔵というのか、そういうものになっていると思っております。

また、閲覧やら貸出しやらいろんなこと。例えばお話し会であると、幼児向けのやつであるとか、いろんな形で企画を開催して利用者の方々の充実とか満足を図っているというふうに思っております。

松岡館はご存じのように松岡小学校の前の独立館ということで、たしか5名いらっしゃるのかな。もうちょっといらっしゃるのかね。六、七名いらっしゃるのかね。いらっしゃいます。ちょっと確認しなかったものであれですが。

それから、永平寺町はたしか2名の方で交代します。それから、上志比もたしか2名いらっしゃるね。2名いらっしゃいます。そういうような形であります。

それぞれの状況は違いますが、その状況についてお知らせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） それでは、お尋ねの件につきましてお答えいたします。

令和4年度実績でお願いいたします。

まず、各館の入館者数でございますが、町立図書館3万4,271人、永平寺館8,036人、上志比館6,645人、合計4万8,952人。

次に、本を貸し出した方を利用者数としますと、町立図書館1万9,738人、永平寺館4,378人、上志比館4,314人、合計2万8,430人。

次に、利用者の年齢層は12歳までを児童、13歳から18歳までを学生、19歳以上を一般と区分しまして、順に読み上げさせていただきます。

町立図書館、24%、3%、73%。永平寺館、17%、5%、78%。上志比館、26%、4%、70%でございます。

館利用者に占める当該地区利用者の比率を地区別利用状況としまして、各館ごとに松岡地区、永平寺地区、上志比地区、その他の順に読み上げさせていただきます。

町立図書館、66.1%、11.4%、3.2%、19.3%。永平寺館、5%、81.7%、5%、8.3%。上志比館、3.5%、4.1%、77%、15.4%でございます。

次に、季節の面では、やはり学校が夏休み期間の7月、8月の利用が多い状況で、降雪、積雪の状況にもよりますが、冬季の利用は少ない状況でございます。

次に、用途でございますが、令和4年度までのコロナ禍では本を貸出し、返却の利用のみが多い状況でしたが、5類以降後、学習コーナーの開放に伴い、少しずつ利用が増えてきている状況でございます。また、管内の行事も再開し、参加者も増えてきております。

分析としましては、コロナ禍前の平成30年度との比較では、入館者数では65%、利用者数では93%であり、本を借りに来られる方はコロナ禍前にほぼ戻りつつありますが、閲覧や学習コーナーを利用される方はまだまだ戻ってきていない状況であります。現場の職員の感覚では、閲覧のみの方が少なくなったと感じていると聞いております。

また、地区別利用状況では、やはり地元の図書館利用が多く、地域に密着していると思います。

ちょっとここから個人の考察ですが、滞在型の図書館といった方向であったサービスが、コロナ禍で非来館型へシフトしているものではないかと思っております。今後は電子図書館といった方向に転換していく。また、そういったことを調査していかねばならないかと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

今ほど聞きました。ありがとうございます。結構分析いただき、ありがとうございます。

私がやはり松岡館が極端に多いというのは、県下でも大分利用率が多いうって聞いていますので、いいと思います。

思った感じですが、やはりお年の方、それから学生さんはやっぱりどうしても少ないな。学校にも図書館ありますからね。それから、当然学業もありますし、なかなか学校終わった後に行くというのも大変ですので、それは十分分かることです。ありがとうございます。

それから、2番目のところで、これもちょっと入っていますが。これで2問目はもういいかな。ある程度今。そんなら、それも併せて。

今度は各館の規模と施設の状況で、それで課題というのはあるかというふうに思っています。当然、それぞれの施設の広さ、それからその4番目のところで、例えば施設の利用の利便性とかそういうもの、それからもう一つは貸出し。ちょっと聞きましたら、団体貸出し。例えば保育園に持っていくとか郵便局であれずるとか、支所へ持っていくとか、そういうことでの利便性を図っているというふうにありました。そこら辺りも含めて、何かご見解あればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） どうしましょう。通告でありました件についてちょっとずっと言わせていただいてよろしいでしょうか。

○11番（上田 誠君） ほんなら、お願いします。

○生涯学習課長（朝日清智君） それでは、施設の広さからお答えいたします。

施設の広さ、延床面積ですが、町立図書館1、176平米、永平寺館240平米、上志比館405平米でございます。

令和6年1月末現在の増所数は、町立図書館10万3,608冊、永平寺館3万1,717冊、上志比館4万2,238冊、合計17万7,563冊でございます。

閲覧席と場所を聞かれております。閲覧場所は、3館とも書架の横にソファや椅子を設置してございます。学習コーナーの席数は、町立図書館の2階に28席、

永平寺館6席、上志比館12席でございます。

施設の広さの制限もございますので、課題と言えるかですが、閲覧スペースや学習コーナーについては3館とも学校の試験前などはまれに席の確保ができない場合もございます。

ただ、これにつきましても、時代の移り行く中で利用者のニーズが変化してきているのではないかと思います。

また、図書館に今何が求められているのかということをもた図書館司書と整理し、図書館サービスにつなげていきたいというふうに考えております。

また次、施設の状況の利便性のところですが、町立図書館につきましては慢性的な駐車場不足という声がありました。今年度、旧松岡幼稚園プール跡地を利用して、軽自動車専用ではございますが7台分を整備いたしました。特記するところはそちらでございます。

次に、上志比館のエレベーターの設置に対する要望等でございますが、こちらですけれども、11年前、2012年に検討した記録がございました。見積もりの金額を見ますと、当時で1,900万円という金額でございました。大変高額であることから、設置の話が進まなかったと想像しております。

先ほどちょっと言われましたが、移動図書館といえますか、支所、公民館、郵便局などで団体貸付けという本の貸付けも行っておりますので、そういったもので今はできるだけ利用者の声を聞きながら、読書の機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほどありがとうございます。蔵書、いろんな詳細、それぞれの場所等もあるから仕方ないと思っています。

若干、これで説明分かると思うのですが、永平寺館、昔、緑の村の上にあったのですね。それをやはり利用価値の問題であるとか、坂で雪が降るとか、いろんなことがあって、合併のときに支所が移転しました。その跡地に来たということで、たしかそれと比べると大分入館者も増えているのではないかとこのように思っています。それなりに思っています。

それで、上志比のところ、たしか2年ほど前でしたか、防犯のカメラをつけさせていただいた経緯があると思います。私もあのとき思ったのですが、2名って、お一人になるときもあるわけですね。交替制をやって。あそこは本当に夜でも含

めてある程度になると全くお一人があそこにぼつんと、それも玄関の自動ドアじゃなくて、2階の席にあれがあるということで、カメラをつけましたが、私は見ると本当に職員の方は大変やと思います。怖さが倍増やと思います。誰が入ってくるか分からないし、ドアは特段のこと言うと熊が来てもドアは自動ドアですから開きますからね。

そういう面も含めると、当然カメラ設置はありますが、今さらではないのですが、やはり上志比支所があれするときにはぜひ僕はあそこに図書館なりそういうものを持ってくることによってもっといいと思うのですが、それはもう今さらなんであれですが。

やはりあそこで先ほど言った見積りのあれは一人用の家庭用エレベーターでそれぐらいということですか。最近、1人だけ乗る家庭用の簡易ではないのですが、エレベーターだとそれほどかからないのでないかと思うのですが、ちょうどあその階段のこの脇にはすっというろんな形で設置できるのでないか。見栄えというよりも実用性を考えたらそういうことじゃないかというふうに思っています。

いろいろ聞きましたところ、やはりそこら辺りの図書を返還する、あれするに当たっても、その2階まで上がってくるというのは大変。下に当然、ボックスか何か入れてそこに返還するというのも考えられますが、そこら辺りの対応をできたら考えていただければというふうに思っています。

やはりあそこでお一人またはお二人であの場所のところ誰が入ってくるか分からんし、どういような形になると不安だと思いますのでお願いします。

それからもう一つ、上志比館、それから永平寺館もそうですが、子ども向けのところにカーペットが敷いてあるらしいですよ。でもそれは、上志比館は土間の内の上に敷いてあります。私思ったのは、あそこに普通の家庭の6畳なり8畳のカーペットあるでしょう、電気カーペット。あれを敷いて、ほんで冬場だけそこに通電すればいいわけですから、そこら辺りがすぐスイッチできるのでないかと思えますから、ぜひあそこ、たしか上志比館だと6畳のやつ2つか8畳のやつ1つか2つあれば。来た人数によって切り替えればいいわけですし。

永平寺館は若干なりとも少し幅が高くちょっと一段なっているので、土間設置じゃないのでそれほどじゃないかと思いますが、やはりそこら辺りはぜひ電気カーペットはそれほどするものじゃないので、そういう便宜を図っていただければいいんじゃないかと思えます。

それから、上志比は先ほど言いましたように、そういうような形での防犯上の問題も考えたりする、それから利便性を考えると、ちょっとそこら辺り、すぐには難しいでしょうが、ぜひ一考をお願いできないかというのが一点です。

それから、ちょっと質問には書きませんでしたでしたが、永平寺館の机のところの学習のところが2人がけにしてあります。大きいちょっと机に。それが見たら、その図書館司書の方が段ボールを使って自分でこうやって折り曲げて作っているわけですよ。コロナ禍で、例えばあるつい立てを作ったぐらいならきちっとそういうものですることによって、やはり一つのテーブル1人腰かけたら誰も座らないらしいですよ。でも、そういうものを作ることによってそれが2人使われる。あれ、2つで仕切っても結構これぐらいのスペース十分ありますので、学習スペース、閲覧スペースにはいいのではないかと思いますので、そこら辺りもぜひ考えていただければと思います。

それから、同じく永平寺館ですが、あそこに仕切りで窓のところにパネルが敷いてあります。そのパネルは、やはり有効性は非常におっしゃっていました。必要なので。展示するとき何か展示物の企画あったときに貼るのにいいと。ただ、あまりにもちょっとみすぼらしいです。ですから、ペンキ塗るなり何かそこら辺り、ちょっとそれほど費用かかるものじゃないですので、ぜひそこら辺りをお願いできればというふうに思っています。

それから、幼児のところの図書閲覧の棚がやはりちょっと小さめだとおっしゃっているので、そこも含め、ぜひ。それはちょっと聞いただけなので、ぜひ生涯学習課の課長さんなりちょっと行っていただいて、ちょっと要望を聞いていただいて、ぜひそこら辺りの、そんなかかる費用じゃないところであればお願いしたいというふうに思っています。何かあれば。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 永平寺館の図書館については、今上田議員言われた一緒に指摘を教育委員会のほうに指摘させていただいておりますので、また利用者の声を聞いてきれいになると思っております。

もともとすまいるミーティングの中で永平寺中学の子どもたち、合計6席とありましたが、勉強する場がやっぱり欲しいということで始めて、それが何かちょっとやっつけみたいな感じで作られていましたので、これはちょっと幾ら何でも指摘させていただきました。そういった点で、またいろいろな利用者、また町民の視点でしっかり図書館できるようにしたい。

上志比館の2階については、エレベーターの設置、その場所についてもちょっと、もともとそういうふうな設計になっていますので、ちょっとここは検討させていただきたいな。すぐ即答はちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 上志比の2階、これは先ほど言いましたようにちょっとやっぱし考え、すぐにはできないと思いますが、ぜひ何か考慮いただければというふうに思っています。

先ほど言いましたように、今さらという話がありましたが、私はあそこできるときにあそこへ下ろせばよかったのではないかと考えていますが、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

どういのですかね。あそののそれと、何か防犯上なりませんかね。非常に。スペース的には物すごい場所だし、一体見渡せる。あれをもしも1階に下ろしたらという僕安易な考え方すると、あそのの1階はすぐ仕切ってあります。部屋が、和室があって、それから会議室あって。ちょっと廊下じゃないけど、挟んでまた丸い円卓会議あるということで、全部ばらばらのね。そうすると、ある面では監視も含めていろんな形で不便なので、やはり図書館というのはワンフロアというのが原則だということで、ああ、なるほどと。そこらも含めて考えられるか。何かそこら、あそこならあそこでもいいです。何かちょっと考えていただくと非常に助かります。

たしかエレベーター、ほんで1, 900万もかからないと思うのですが、ぜひまた。——もっとかかる？ いや、家庭用のやつですよ。家庭用でも？ ——ああ、そうですか。

維持費もありますが。ぜひともそこら辺りのご検討いただいて、利便性を願いたいと思います。

それから一つ、もう一つですが、図書館のいろんな移動というか関係プレーの中で、以前は役場の職員の方が定期便の中で回っていただいていたと。しかし、荷物も多いのもあって、図書館の職員が動いているとちょっとお聞きしました。それもいいのかと思いますが、行政サイドでいけば誰か一人がシルバーの方頼んでいるのかもしれませんが、そこら辺りでもしも何か利便性があるかということも何かあればというふうに思います、一点。

それから、先ほどの団体貸出しのところとか、移動図書館のところ、昔、旧永平寺町で高志観光さんがやったときに、本当の移動図書館、バスを改造した移動

図書がありました。うちの子どもらも大変利用させてもらった覚えがあるのですが、何かそういう移動図書館的なものも考えられないかというふうに思っています。

そうすると、高齢者もあれですが、ぜひそこら辺りも含めて、何かもうちょっと僕は頭やわらかくないのであれですが、何か考えるとそういう手だてがあるのでないかと思って、利便性があるのではないかというふうに思っています。

それから、返却が例えば今やったらポストがあるのですが、例えば支所でもいいのか。先ほど言ったほかの郵便局でもいいのか。いろんなところがいいのかというものを含めて、ぜひ利便性の向上を図っていただければ助かると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 4時07分 休憩）

---

（午後 4時07分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会します。

明日3月6日は午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 4時08分 延会）